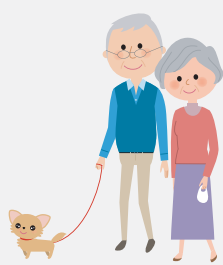




# 第3次 大川市男女共同参画計画

(2021年度～2030年度)



2021年3月  
大川市





## ～はじめに～

大川市では、令和2年度に大川市第6次総合計画を策定し、「人 創造・共生・共創」をまちづくりビジョンとし、「ずっと大川 ずーっと大川」の実現に向けて走り出しました。

男女共同参画においても、平成15年に「大川市男女共同参画計画」、平成23年に「第2次大川市男女共同参画計画」を策定し、平成30年に「大川市男女共同参画推進条例」の制定や、「女性大活躍推進宣言」、令和2年には「イクボス宣言」を行い、男女共同参画社会の実現に向けて、目標を掲げて総合的かつ計画的な施策の実施に取り組んでまいりました。



近年では、少子高齢化や生産年齢人口の減少による人口構造の変化による労働力の減少など、社会経済の仕組みが大きく変化してきており、性別にかかわらず個人としての能力や個性を十分に発揮することができ、多様な人材が活躍することができる男女共同参画社会の推進・発展が私たちの生活に非常に大きな影響を与え、より不可欠なものとなっております。

第2次大川市男女共同参画計画を策定した10年前と比較すると、人口構造や労働環境も変容し、国・県による男女共同参画における法整備も進んできました。

このたびの「第3次大川市男女共同参画計画」の策定においては、前計画における施策の実績評価や市民意識調査による現状把握、大川市男女共同参画審議会からの意見などを踏まえながら、大川市第6次総合計画や新たな関連法規の内容を加味して、大川市における「SDGs」の視点を取り入れ男女共同参画社会の推進・発展に向けた計画を策定いたしました。

男女が尊重し合い共に活躍できる社会の実現を目指し、大川市全体で「SDGs」の考え方を理解し共有しながら、誰もが社会生活の中で光り輝くことができるよう男女共同参画を推進してまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご協力いただきました全ての方に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

大川市長 倉重 良一



# ～ 目 次 ～

## I. 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
(1) 国際的な動き	2
(2) 国・県の動き	2
3. 大川市における男女共同参画推進の取組	3
4. 計画の位置づけ	4
5. 計画の期間	4
6. 計画の体系	5

## II. 大川市の男女共同参画の現状について

1. 人口等の現状	7
(1) 人口の推移	7
(2) 家族類型別一般世帯数(家族形態)の推移	8
(3) 女性の就業率	9
2. 市民意識調査から見た大川市の現状	10
(1) 女性の地位の向上感・男女の地位の平等感について	10
(2) 固定的性別役割分担意識について	13
(3) 家庭内の役割分担について	15
(4) 子どもと教育について	16
(5) 職業や仕事について	17
(6) 育児・介護休業等の制度について	18
(7) 介護について	19
(8) 地域活動について	20
(9) 女性の人権について	21
(10) 女性の登用等について	22
(11) 男女共同参画の推進について	23

## III. 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念	25
2. 計画の基本目標と基本施策	27
3. 本計画とSDGsの関連性	29
4. 重点的な取組	30

---

## IV. 計画の内容

<b>基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の浸透</b> .....	33
<b>基本的施策1 啓発活動と学習機会の充実</b> .....	33
施策(1) 理解を深めるための啓発推進 .....	34
施策(2) あらゆる機会を捉えての意識啓発の推進 .....	34
<b>基本的施策2 男女共同参画教育の充実</b> .....	36
施策(1) 学校教育における男女共同参画教育の推進 .....	36
施策(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進 .....	37
<b>基本目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援</b> .....	39
<b>基本的施策1 女性に対する暴力の根絶と被害者支援</b> .....	39
施策(1) 女性に対する暴力の防止 .....	40
施策(2) DV相談体制と被害者への支援 .....	40
施策(3) セクシュアル・ハラスメント等の防止 .....	40
<b>基本的施策2 生涯を通じた健康支援</b> .....	43
施策(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 .....	43
施策(2) ライフステージに応じた健康支援 .....	44
<b>基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の促進</b> .....	45
<b>基本的施策1 政策・方針決定の場への女性参画の促進</b> .....	45
施策(1) 審議会等委員への女性の登用促進 .....	45
施策(2) 企業や各種団体等での女性の登用促進 .....	46
<b>基本的施策2 地域における男女共同参画の推進</b> .....	48
施策(1) 地域における男女共同参画推進活動の支援 .....	48
施策(2) 地域の役員等への女性の登用促進 .....	49
<b>基本目標Ⅳ 男女が共に参画する労働環境の推進</b> .....	50
<b>基本的施策1 職業生活における男女共同参画の推進</b> .....	50
施策(1) 均等な雇用機会と待遇の確保 .....	50
施策(2) 女性の職業能力開発・活用の支援 .....	51
施策(3) 自営業における女性の就業環境の整備 .....	51
<b>基本的施策2 仕事と生活の両立への支援</b> .....	53
施策(1) 男性の家事・子育てへの参画促進 .....	53
施策(2) 男女共同参画の視点による子育て・介護支援の充実 .....	54
施策(3) 子育て・介護等を行う労働者の就業環境の整備 .....	55
<b>総合的な計画の推進</b> .....	56
<b>基本的施策1 庁内推進体制の充実</b> .....	56
<b>基本的施策2 計画の進行管理と見直し</b> .....	57
<b>基本的施策3 特定事業主行動計画の推進</b> .....	57

---

■ 計画の成果指標 .....	58
-----------------	----

## V. 参考資料

1. 大川市男女共同参画推進条例 .....	59
2. 大川市男女共同参画審議会規則 .....	61
3. 大川市男女共同参画推進本部設置要綱 .....	62
4. 大川市男女共同参画計審議会委員名簿 .....	63
5. 諮問書 .....	64
6. 答申書 .....	65
7. 計画策定の経過 .....	66
8. 関係法 .....	67
(1) 男女共同参画社会基本法 .....	67
(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	70
(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	76
9. 用語解説 .....	82
*本文中(※)がついている言葉は、巻末の「用語の解説」で説明しています。	
10. 担当課別事業一覧表 .....	85



# I. 計画策定にあたって

---

1. 計画策定の趣旨
2. 計画策定の背景
3. 大川市における  
男女共同参画推進の取組
4. 計画の位置づけ
5. 計画の期間
6. 計画の体系



# I . 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、共に責任を負う社会です。1999年に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は、21世紀の社会を決定する最重要課題と位置付けられており、同時に、地方自治体は、基本理念に則って、男女共同参画社会の形成の促進に関して国の施策に準じた施策やその地方公共団体の区域の特性に応じた施策について策定し、推進する義務があると定められています。

近年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV（ドメスティック・バイオレンス<sup>(※)</sup>防止法」という）の改正や、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という）の制定が行われています。さらに、2015年の国連サミットで採択されたSDGs<sup>(※)</sup>（持続可能な開発目標）は17の目標から構成されていますが、その目標の一つとして「ジェンダー<sup>(※)</sup>平等の実現」が掲げられており、全国的に持続可能なまちづくりの取組が求められているところです。本計画においても、ジェンダー平等の実現に向けた取組の推進が重要となっています。

その後、2018年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定、2019年の「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」の策定、2020年の「女性活躍推進法」の一部改正など、「仕事と生活の調和」を目指して、性別に関係なく、個人としての能力や個性を十分に発揮する社会の実現に向けて法整備が進んできています。

また、近年、「デートDV（交際相手からの暴力）」<sup>(※)</sup>や「JK（女子高校生）ビジネス問題」<sup>(※)</sup>など若年層を中心に深刻化している問題も増加しており、福岡県においても2020年に「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」<sup>(※)</sup>（以下、「福岡県性暴力根絶条例」という）を施行するなど、女性に対する暴力の根絶に向けた取組も加速化しています。

大川市では、2016年に「第2次大川市男女共同参画計画後期実施計画」を策定し、意識啓発・教育、労働、企業活動、保健福祉や子育て支援など多岐にわたる施策を推進してきました。2019年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査結果では、固定的性別役割分担意識<sup>(※)</sup>や固定観念についての認識に変化がみられる一方で、女性の社会進出、男性の子育てへの参画の推進、労働環境の整備、パートナーに対する暴力の防止など、依然として長期的な課題は山積しており、市民の男女共同参画に対する意識・理解の浸透など、今後も継続して取り組んでいく必要があります。また、昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、女性の割合が高い非正規雇用労働者の失業の増加や在宅勤務等家庭で過ごす時間の増加に伴うDVの増加、啓発事業への参加が困難になる等の状況への新たな対応が必要となります。

本計画は、こうした社会情勢の変化を踏まえ大川市の男女共同参画社会のまちづくり

に向けてさらに取り組むべき課題を明らかにし、広範囲にわたる施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

## 2. 計画策定の背景

### (1) 国際的な動き

現在に至るまで、世界では国連を中心に様々な取組が展開されてきました。

1975 年を「国際婦人年」と宣言し、その年にメキシコで開催された「国際婦人年世界会議」では女性の自立や地位向上を目指して各国が取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択され、1976 年から 1985 年までを「国連婦人の 10 年」と定めるなど、国際的な女性の地位向上の取組が本格化し、各国で様々な取組が展開されることとなりました。

1979 年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約<sup>(※)</sup>（CEDAW：女子差別撤廃条約）」が国連で採択され、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的としたこの条約を日本も 1985 年に批准しました。

1995 年に開催された「第 4 回世界女性会議（北京会議）」、2000 年に開催された国連特別総会「女性 2000 年会議」では、女性の地位向上のために優先的に取り組むべき 12 の重大領域を示した「北京宣言及び行動綱領」や各国政府による実施の決意を再確認する「政治宣言」などが採択されました。

その後、2005 年の「第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）」や 2010 年の「第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）」の開催に際して、「北京宣言及び行動綱領」や「女性 2000 年会議」における成果文書の実施状況及び評価等を実施しました。2011 年には「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント<sup>(※)</sup>のための国連機関（UN Women）<sup>(※)</sup>」が発足し、2015 年の「第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）」では、「北京宣言及び行動綱領」の実施の進捗が遅いことから、加盟国の法や政策などを通じた効果的かつ加速化された取組など具体的な行動への支援を求めた「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」が採択されました。このように、国連の主導によりジェンダー平等に向けた国際的取組が行われています。

### (2) 国・県の動き

1987 年に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定され、1992 年には、内閣官房長官が婦人問題担当大臣として初めて任命されました。1994 年には、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が内閣に設置されました。

1999 年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国・地方公共団体・国民の責務などが定められました。

その後も、「男女雇用機会均等法」の改正や「DV防止法」の制定などの取組が進められ、さらに 2015 年には「女性活躍推進法」が制定され、「第 4 次男女共同参画基本計画」

が策定されました。

福岡県においては、1978年に「婦人関係行政推進会議」や「婦人問題懇話会」が設置され、3次にわたる「福岡県行動計画」による取組が行われました。さらに、2001年の「福岡県男女共同参画推進条例」の制定や、2016年の「第4次福岡県男女共同参画計画」及び「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の策定など、男女共同参画社会の形成に向けて積極的な施策が展開されています。さらに2019年には「福岡県性暴力根絶条例」が公布され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、全国に先駆けた先進的な取組が始まっています。

### 3. 大川市における男女共同参画推進の取組

大川市では、国や福岡県の動きに合わせ、1995年に女性政策の担当部署を設置し、本格的な取組を始めました。2001年には、市長を本部長とする「大川市男女共同参画推進本部」を、2002年には有識者や市民公募委員で組織される「大川市男女共同参画推進協議会」を設置し、男女共同参画社会の実現に向けて推進体制の整備を行いました。同年には「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」を実施し、2003年には大川市男女共同参画推進協議会からの「大川市における男女共同参画の促進に関する提言」を受けました。これらを基に、大川市における男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ効果的に行っていくための「大川市男女共同参画計画」を2003年に策定し、2007年に「大川市男女共同参画計画後期実施計画」、2011年に「第2次大川市男女共同参画計画」、2016年に「第2次大川市男女共同参画計画後期実施計画」を策定し、今日まで様々な施策に取り組んできました。

2018年には、「大川市男女共同参画推進条例」を施行するとともに、それまでの「大川市男女共同参画推進協議会」を廃止し、同機能を持ちながら、併せて市の附属機関としての位置づけをもった「大川市男女共同参画審議会」として新しく設置しました。

また、同年に女性活躍推進法を踏まえた「女性大活躍推進宣言」を行い、女性管理職比率の目標達成を目指すとともに、2020年には、「イクボス宣言」を行い、男性の育児休業取得の推進を図り、さらに、2021年には、子育てに関する支援等をワンストップで提供することを目的とした子育て支援総合施設の開設を予定しており、子育てしやすい環境を整えることで女性の活躍、社会進出を後押しできるように取り組んでいます。

## 4. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、以下の法律に基づく計画として位置づけます。
- ・「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として、また、2018年に施行された「大川市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画として位置づけます。
  - ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく計画。
- (2) 本計画は、2020年に策定された「大川市第6次総合計画」のまちづくりビジョン「人 創造・共生・共創」を基本として、誰もが生きがいを見つけ「ずっと大川 ずっと大川」を感じられるまちづくりを実現するための計画として基本計画「⑮人権・男女共同参画」の主な取組として位置づけられています。
- また、SDGsの視点を踏まえて取り組むものです。
- (3) 本計画は、「大川市男女共同参画審議会」による重点施策に対する意見書などを受けて、審議会との協働・連携を強化し、市民の考えや意見を尊重して策定したものです。行政と市民・地域・事業主等が協働・連携し、一体となって大川市の男女共同参画推進に取り組むための総合的な指針となるものです。

## 5. 計画の期間

本計画の期間は、2021年度から2030年度までの10年間とします。2025年度までの5年間は「前期計画」の期間とし、中間年である2025年度には、社会情勢や国の施策等の変化を考慮したうえで、計画に掲げた施策・事業等について見直しを行い、2030年度までの5年間は「後期計画」の期間とします。

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
前期計画期間									
					後期計画期間				
年度ごとに実施状況の把握・点検									

# 6. 計画の体系

I

計画策定にあたって

基本理念	基本目標	基本的施策	施策
男女が尊重し合い、共に活躍できる社会の実現	I 男女共同参画意識の浸透 (条例の基本理念①、②、⑤、⑥)	1 啓発活動と学習機会の充実 2 男女共同参画教育の充実	(1) 理解を深めるための啓発推進 (2) あらゆる機会を捉えての意識啓発の推進  (1) 学校教育における男女共同参画教育の推進 (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
	II 男女の人権尊重・擁護と健康支援 (条例の基本理念①、④、⑥)	1 女性に対する暴力の根絶と被害者支援 (大川市DV防止計画) 2 生涯を通じた健康支援	(1) 女性に対する暴力の防止 (2) DV相談体制と被害者への支援 (3) セクシュアル・ハラスメント等の防止  (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 (2) ライフステージに応じた健康支援
	III あらゆる分野への男女共同参画の促進 (条例の基本理念①、③、⑥)	1 政策・方針決定の場への女性参画の促進 2 地域における男女共同参画の推進	(1) 審議会等委員への女性の登用促進 (2) 企業や各種団体等での女性の登用促進  (1) 地域における男女共同参画推進活動の支援 (2) 地域の役員等への女性の登用促進
	IV 男女が共に参画する労働環境の推進 (条例の基本理念①、③、④、⑥)	1 職業生活における男女共同参画の推進 (大川市女性活躍推進計画) 2 仕事と生活の両立への支援 (大川市女性活躍推進計画)	(1) 均等な雇用機会と待遇の確保 (2) 女性の職業能力開発・活用の支援 (3) 自営業における女性の就業環境の整備  (1) 男性の家事・子育てへの参画促進 (2) 男女共同参画の視点による子育て・介護支援の充実 (3) 子育て・介護等を行う労働者の就業環境の整備
	総合的な計画の推進	(1) 庁内推進体制の充実 (2) 計画の進行管理と見直し (3) 特定事業主行動計画の推進	



## Ⅱ. 大川市の男女共同参画 の現状について

---

1. 人口等の現状
2. 市民意識調査から見た大川市の現状



## Ⅱ. 大川市の男女共同参画の現状について

Ⅱ

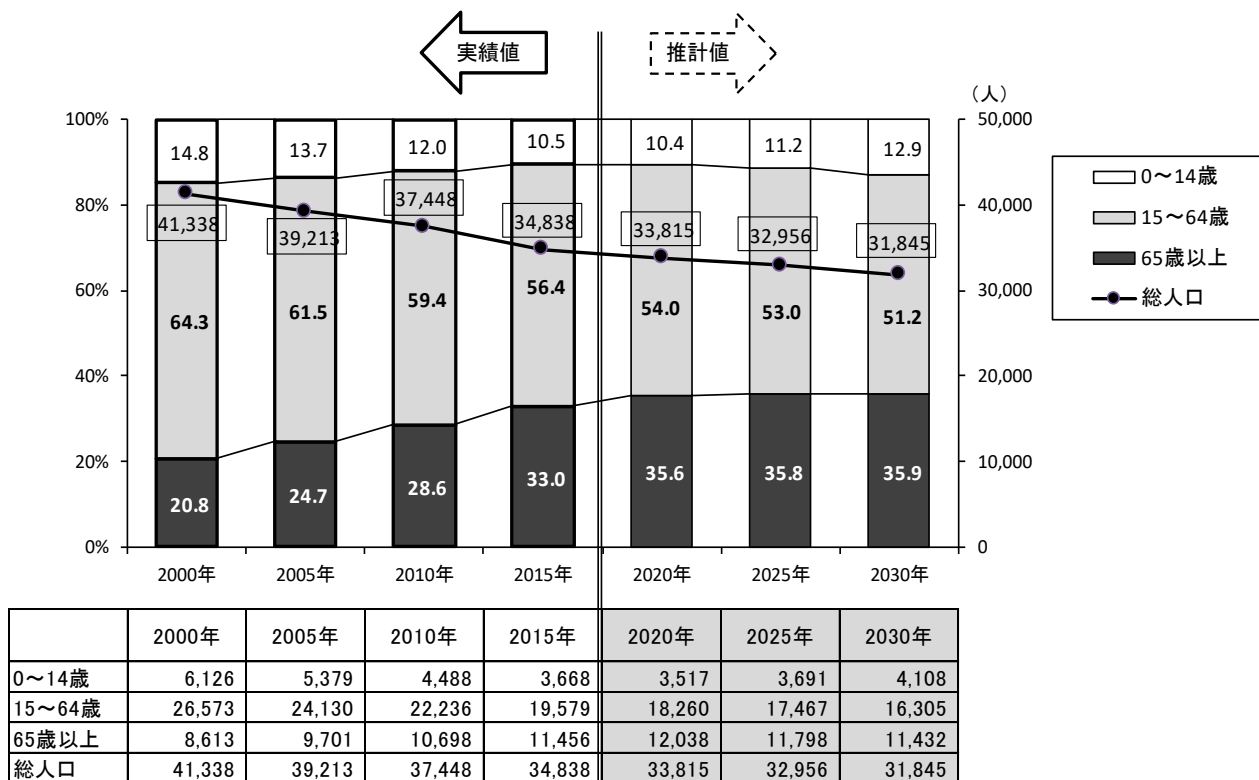
大川市の男女共同参画の現状について

### 1. 人口等の現状

#### (1) 人口の推移

国勢調査による大川市の総人口は、2000年は41,338人でしたが、2015年は34,838人と大きく減少し、2020年以降の人口推計でも減少することが見込まれています。また、少子・高齢化は今後も進むと予測されていますが、総合計画では「目指すべき将来の方向性」として（1）若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現する（2）近隣都市や福岡市、大都市圏への人口流出に歯止めをかける（3）インテリア産業や農林水産業などのさらなる振興を図り、雇用を創出するなどの取組を強化し、効果的・効率的な社会基盤づくりを行う必要があるとしています。

◎人口の推移



資料：各年国勢調査（総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない）

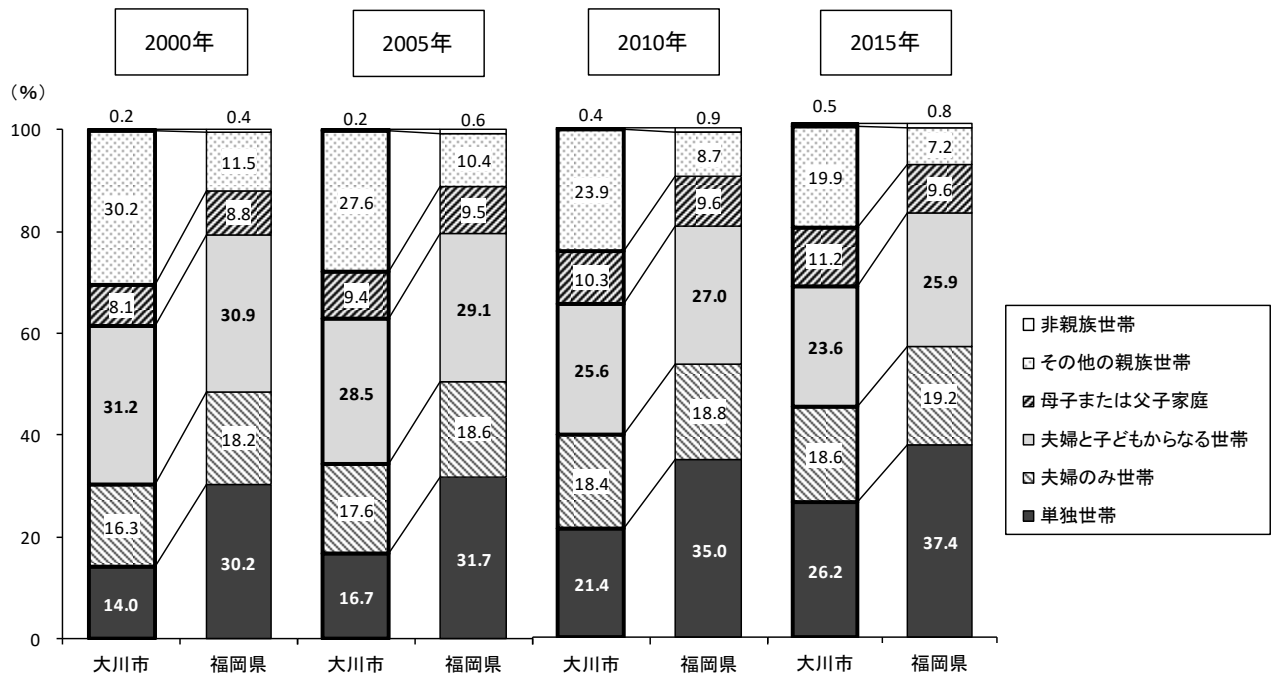
2020～2030年は、大川市第6次総合計画・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンに伴う人口推計より

## (2) 家族類型別一般世帯数(家族形態)の推移

家族類型別一般世帯数の推移をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」と3世代や4世代世帯などの「その他の親族世帯」は2000年ではそれぞれ31.2%、30.2%でしたが、2015年には前者が7.6ポイント、後者が10.3ポイント減少しています。反対に「単独世帯」は12.2ポイント、「母子または父子家庭」は3.1ポイント増加しています。

福岡県と比べると、減少傾向にあるものの「その他の親族世帯」は2015年では12.7ポイント高く、また増加傾向にある「母子または父子家庭」は福岡県よりもやや高くなっています。

◎家族類型別一般世帯数の推移



資料: 各年国勢調査

	2000年		2005年		2010年		2015年	
	大川市	福岡県	大川市	福岡県	大川市	福岡県	大川市	福岡県
総数	12,027	1,906,862	12,139	1,984,662	12,545	2,103,383	12,668	2,192,369
単独世帯	1,680	576,717	2,025	630,031	2,688	736,339	3,318	820,806
夫婦のみ世帯	1,957	346,517	2,135	369,671	2,304	394,489	2,359	420,249
夫婦と子どもからなる世帯	3,758	589,607	3,458	578,203	3,211	567,730	2,989	567,372
母子または父子家庭	979	167,200	1,145	188,084	1,294	201,217	1,416	209,529
その他の親族世帯	3,629	218,615	3,352	206,523	2,992	183,962	2,525	156,857
非親族世帯	24	8,206	24	12,150	56	19,646	61	17,556

※世帯の家族類型「不詳」除く

資料: 各年国勢調査

(※)一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

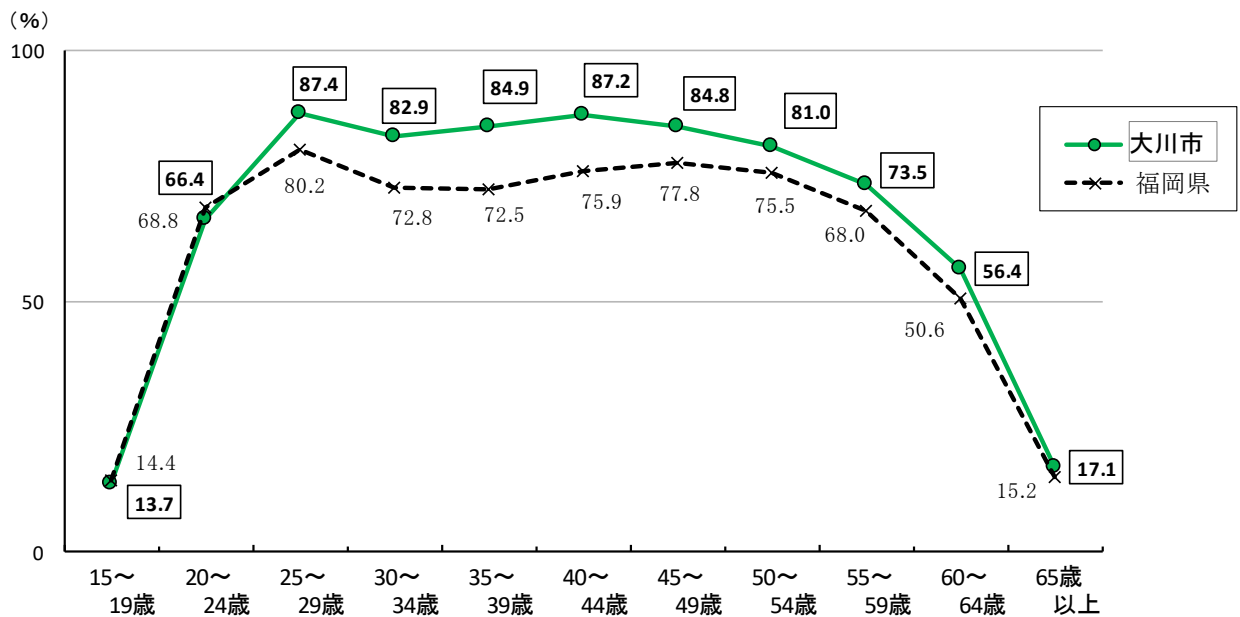
- 親族世帯: 2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。  
なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員など)がいる場合もここに含まれます。
  - 非親族世帯: 2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。
  - 単独世帯: 世帯員が1人の世帯。
- 今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分類型としています。

### (3) 女性の就業率

2015年の大川市の女性の年齢別就業状況をみると、25～29歳は87.4%ですが、30～34歳になると82.9%とやや下がり、その後上昇し35～39歳では84.9%、40～44歳では87.2%となっています。結婚や出産をきっかけに仕事を辞め、子育てが一段落したら就業をするM字型の就業傾向が大川市でもみられます。

しかし、福岡県と比べると、大川市の25歳から54歳までの女性の就業率は8割を超えて高く、福岡県よりもM字型の就業傾向は顕著ではありません。

◎女性の年齢別就業状況



資料：2015年国勢調査

## 2. 市民意識調査から見た大川市の現状

本計画の策定にあたり市民の男女平等に関する意識と実態を把握し、今後の施策検討の基礎資料を得ることを目的として、以下の 11 項目について市民意識調査を実施しました。

### ◆調査概要

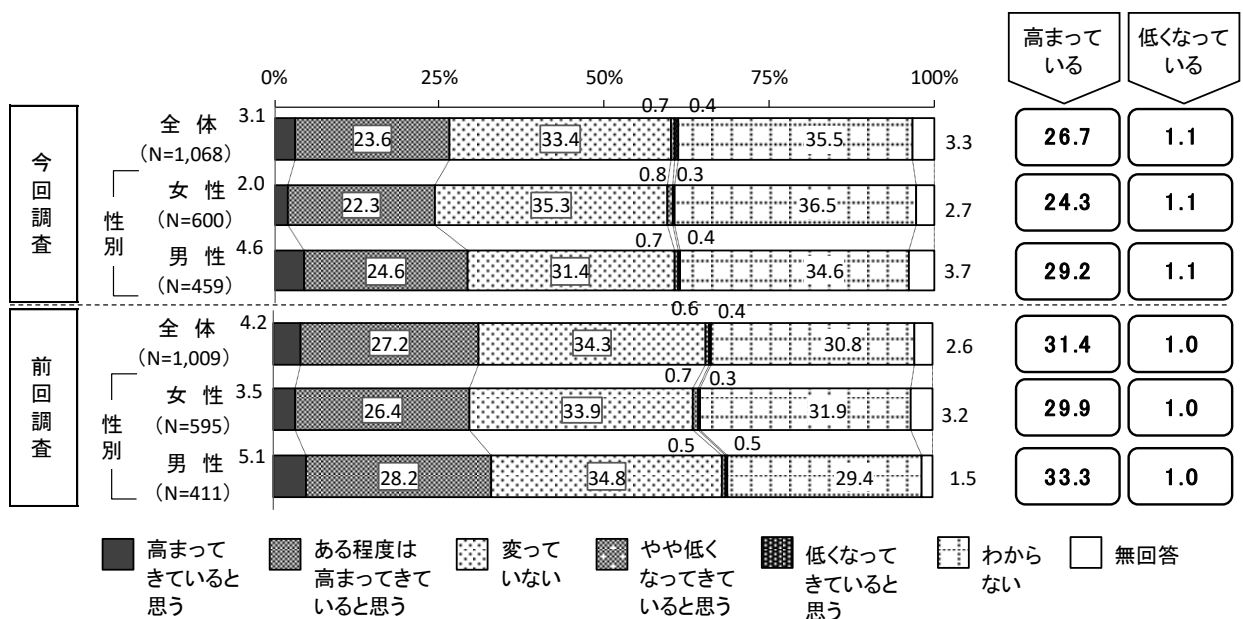
- (1) 調査地域 大川市内全域
- (2) 調査対象者 大川市内に居住する 20 歳以上の男女 2,000 人を無作為抽出
- (3) 有効回収数 1,068 件 (有効回収率 53.4%)
- (4) 抽出方法 住民基本台帳による無作為抽出
- (5) 調査方法 区長による配布 郵送による回収
- (6) 調査時期 2019 年 11 月 29 日 (金) 配布  
2019 年 12 月 1 日 (日) ~ 12 月 16 日 (月) 回収

### (1) 女性の地位の向上感・男女の地位の平等感について

この 10 年くらいの間女性の社会的地位の向上感については、2015 年度に実施した前回調査に比べ『高まってきている』が 4 ポイント程度減少し、「わからない」が増加しており、女性の地位向上の実感が広がっているとはいいいがたい状況です。

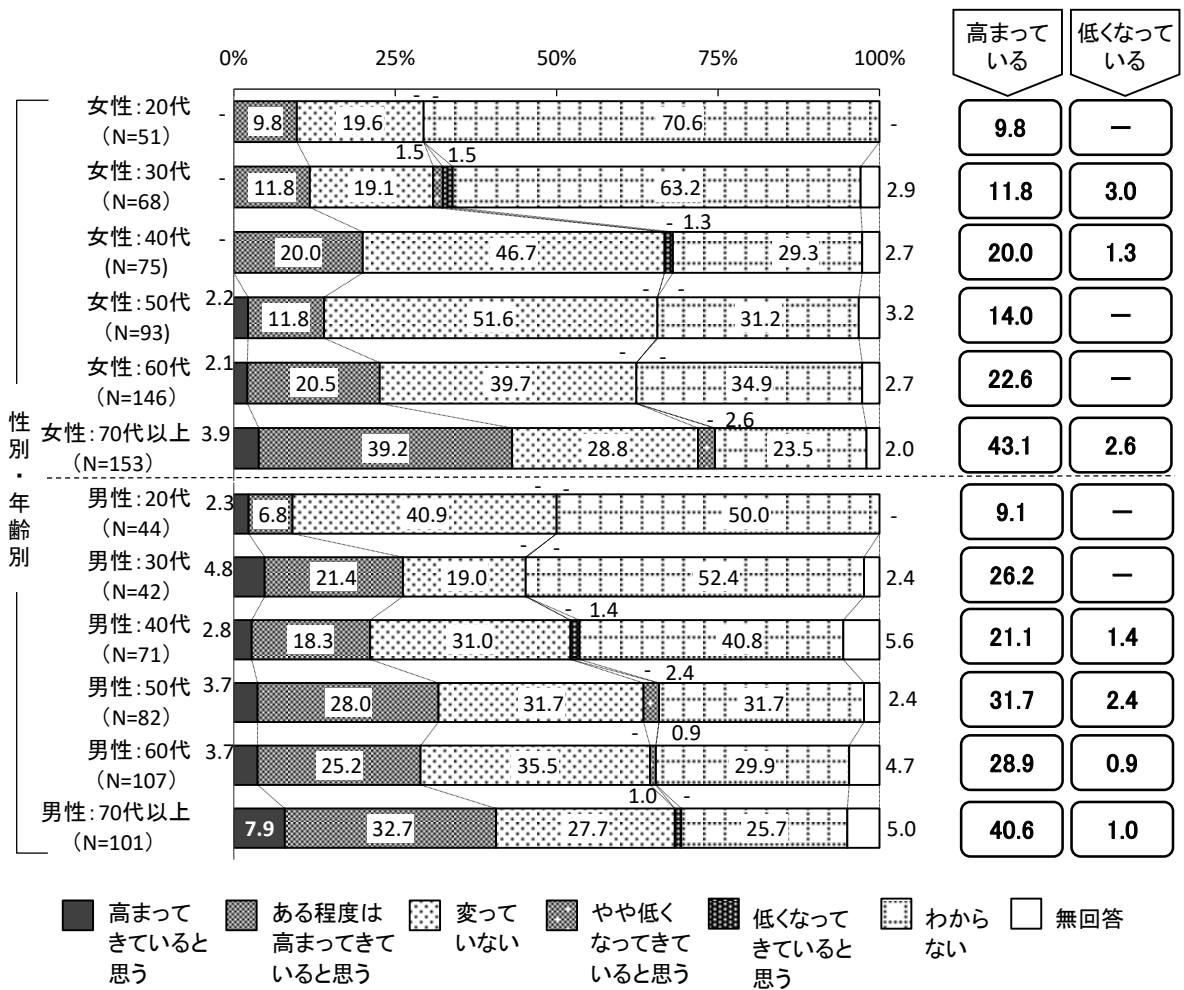
男女とも年代の高い層で『高まっている』の割合が高くなっていますが、女性の 40 代と 50 代では「変わっていない」が 4 割半ばから 5 割と高く、特にこの年代で女性の地位の向上感に変化を感じていないことが伺えます。

■大川市における女性の社会的地位の向上感[全体、性別] (前回調査比較)



※グラフに記載した今回調査は 2019 年度、前回調査は 2015 年度に実施した結果である。

■大川市における女性の社会的地位の向上感[性別・年代別]



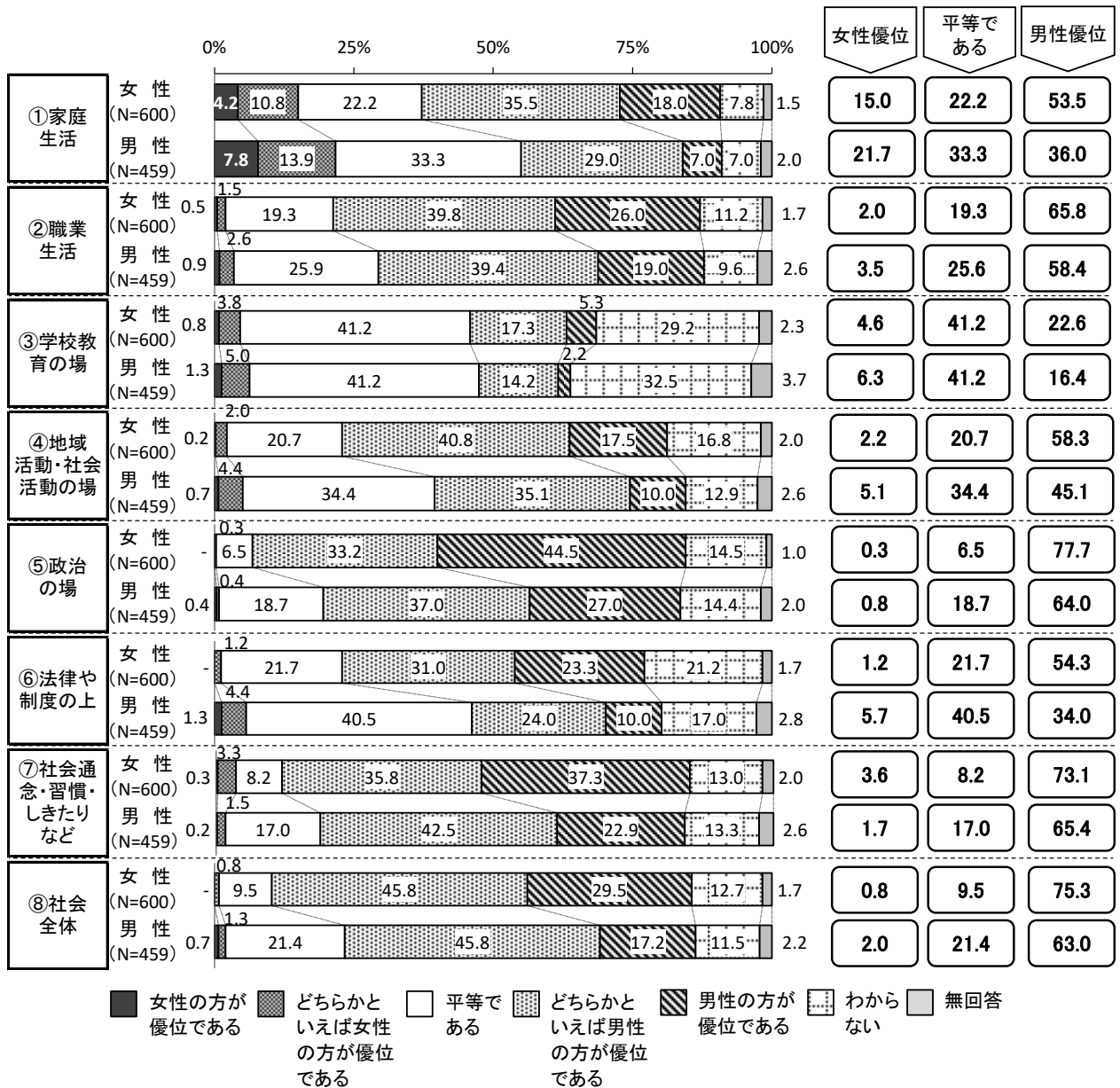
II

大川市の男女共同参画の現状について

家庭や職場、地域活動など社会の様々な場面での男女の地位の平等感については、「学校教育」以外の全ての項目で『男性優位』の割合が「平等」を上回っています。

性別でみると、すべての分野で男性より女性の方が『男性優位』と感じています。特に、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」では『男性優位』は男女ともに7割を超えて高くなっています。

■ 男女の地位の平等感[性別]

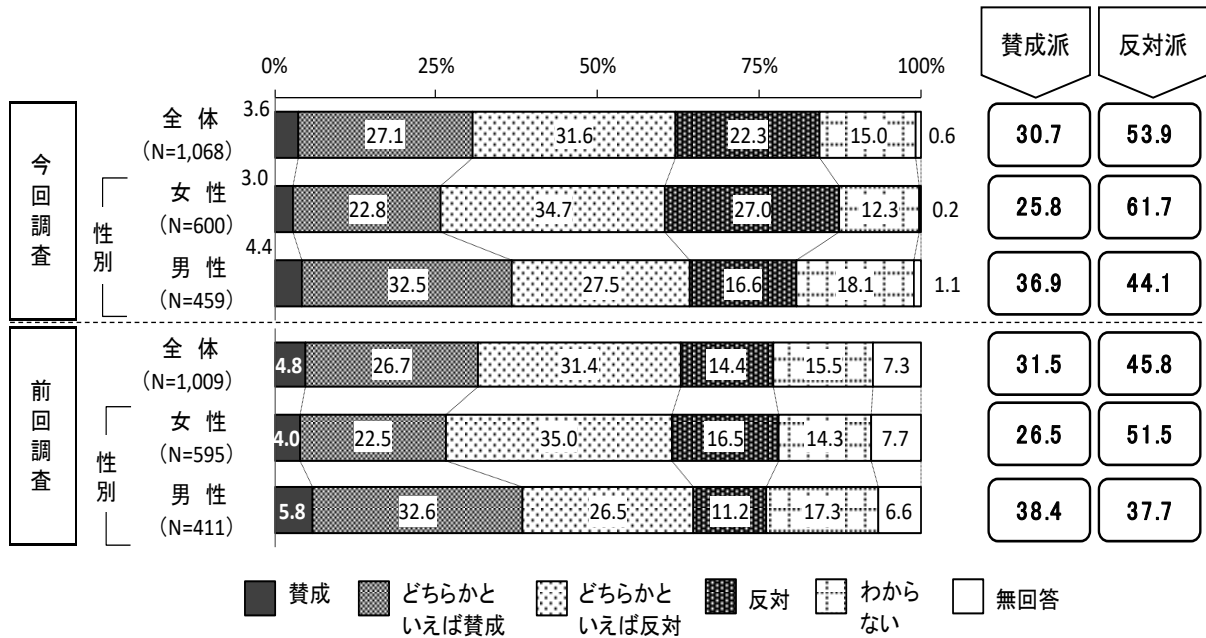


## (2) 固定的性別役割分担意識について

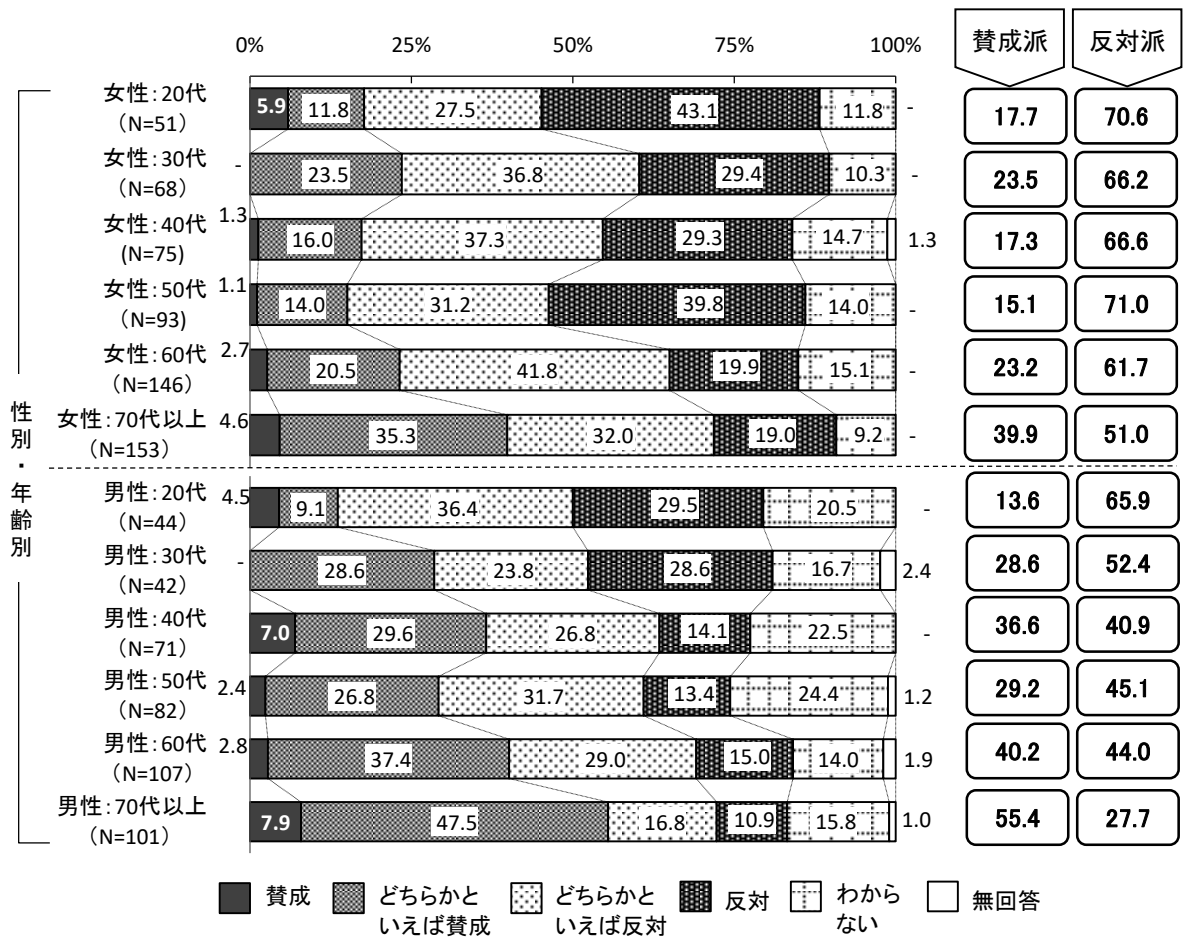
「男は仕事、女は家庭」といういわゆる固定的性別役割分担意識については、『反対派』が『賛成派』を大幅に上回っています。前回調査と比べても、男女とも『反対派』が増加しており、大川市において固定的性別役割分担に反対する意識が高まっていることがうかがえます。

年代別にみると、男女ともに年代の若い層で『反対派』が高く、女性の50代以下で6割半ばから約7割、男性は20代、30代で6割から5割となっています。反対に60代以上では『賛成派』が高い傾向があり、男女ともに年代の高い層で「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識が残っていることが伺えます。

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について [全体、性別] (前回調査比較)



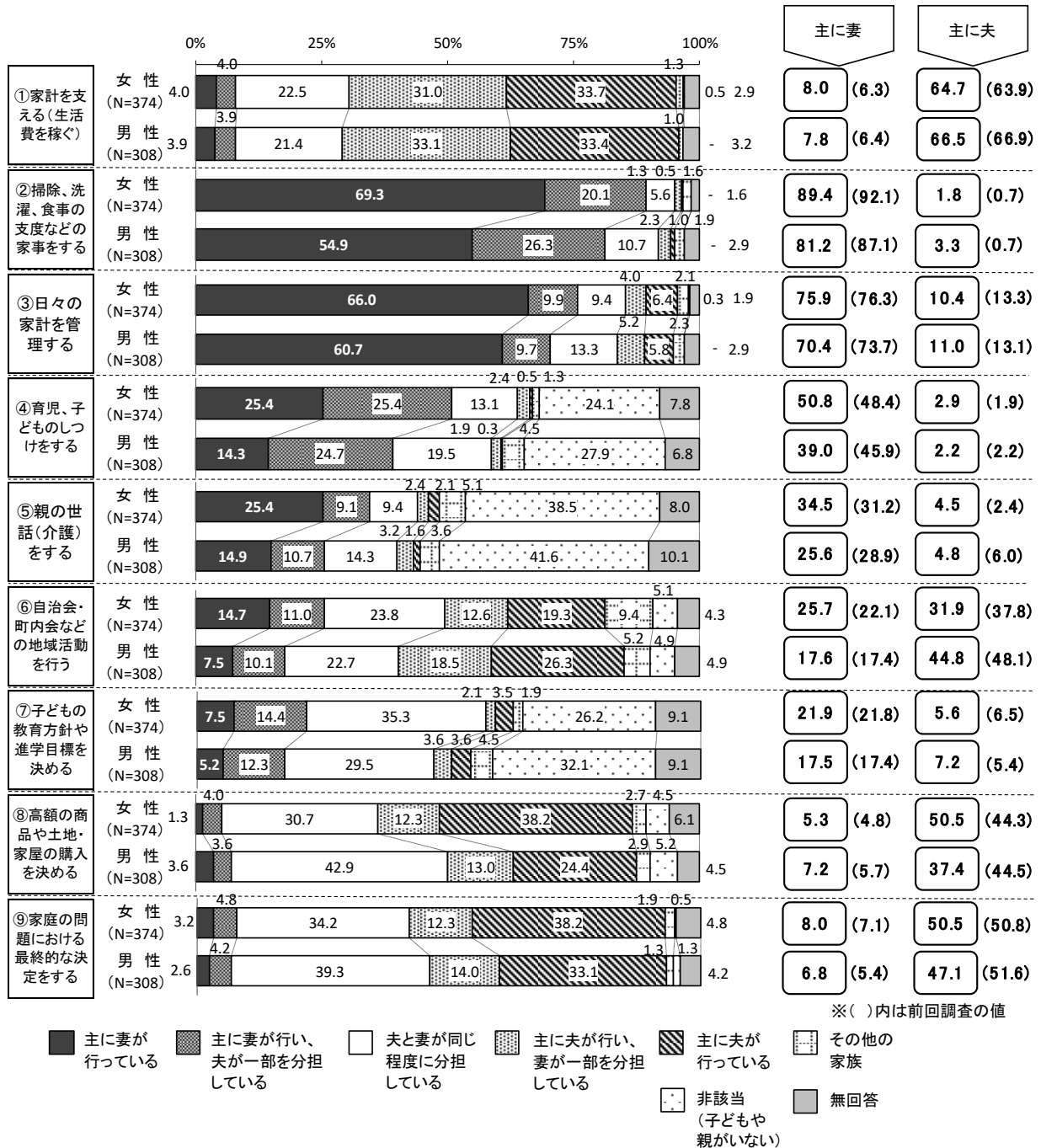
■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について [性別・年齢別]



### (3) 家庭内の役割分担について

また、家庭内の役割分担の状況については、意識の上では「男は仕事、女は家庭」とする固定的性別役割分担の意識は薄れつつあるものの、実態としては、日常の家事や育児、親の介護等は女性が、家計支える稼ぎ手の役割や家庭内の重大な決定は男性が、という固定的役割分担が根強く残っているといます。

■家庭内の役割分担の状況〔性別〕（前回調査比較）



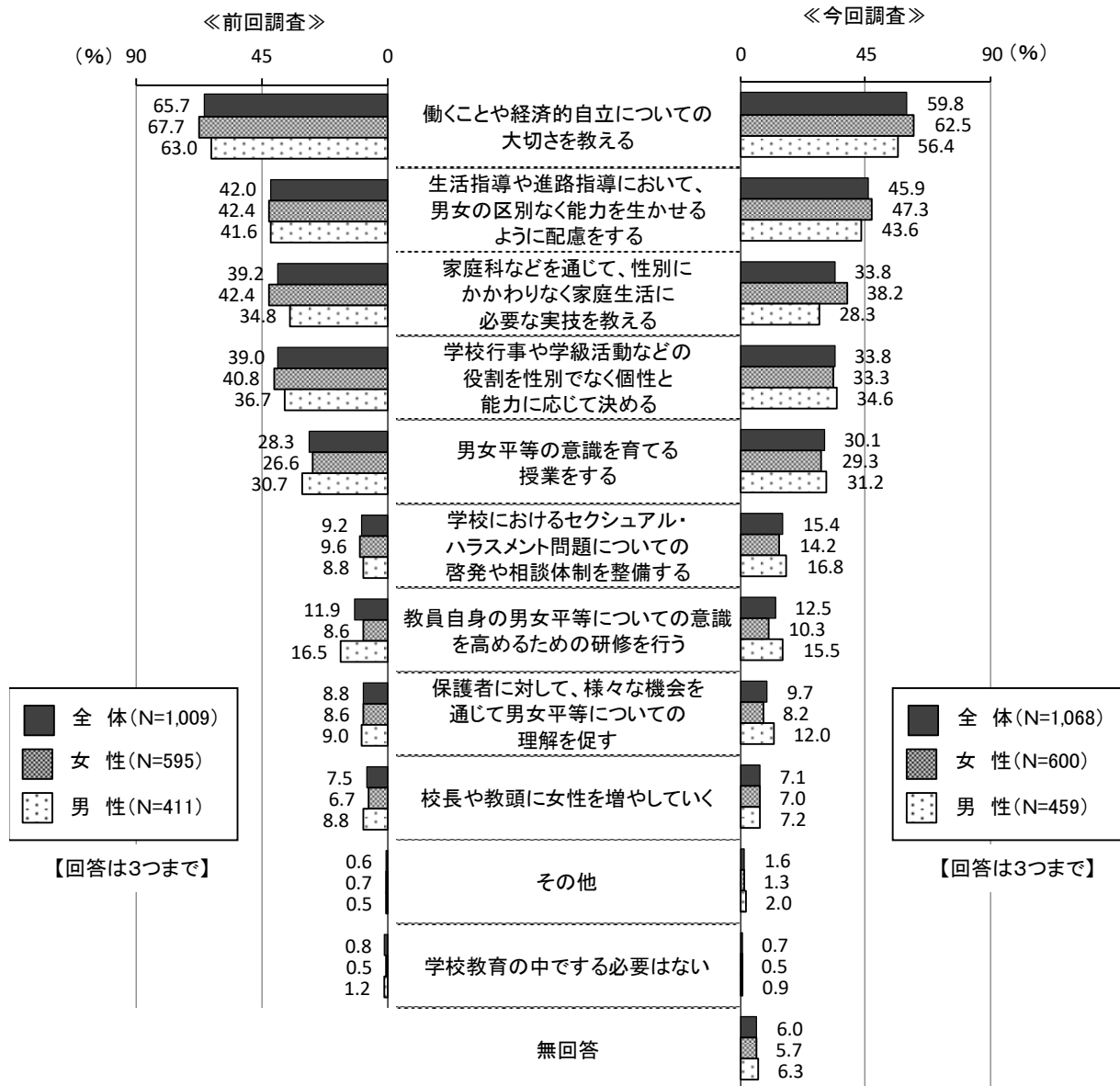
#### (4) 子どもと教育について

学校教育の中で男女平等をすすめるために特に力を入れることは、「働くことや経済的自立についての大切さを教える」が約6割で最も高くなっています。

性別でみると、「家庭科などを通じて、性別にかかわらず家庭生活に必要な実技を教える」などが男性より約10ポイント高く、女性の方が、男の子も生活に必要な技術を身につけることを重要視しています。

前回調査と比べると、「学校におけるセクシュアル・ハラスメント<sup>(※)</sup>問題についての啓発や相談体制を整備する」が増加しており、学校においてもセクシュアル・ハラスメント防止対策への関心が高まっていることがうかがえます。

■ 学校教育のなかで男女平等をすすめるために力を入れること  
[全体、性別] (前回調査比較)

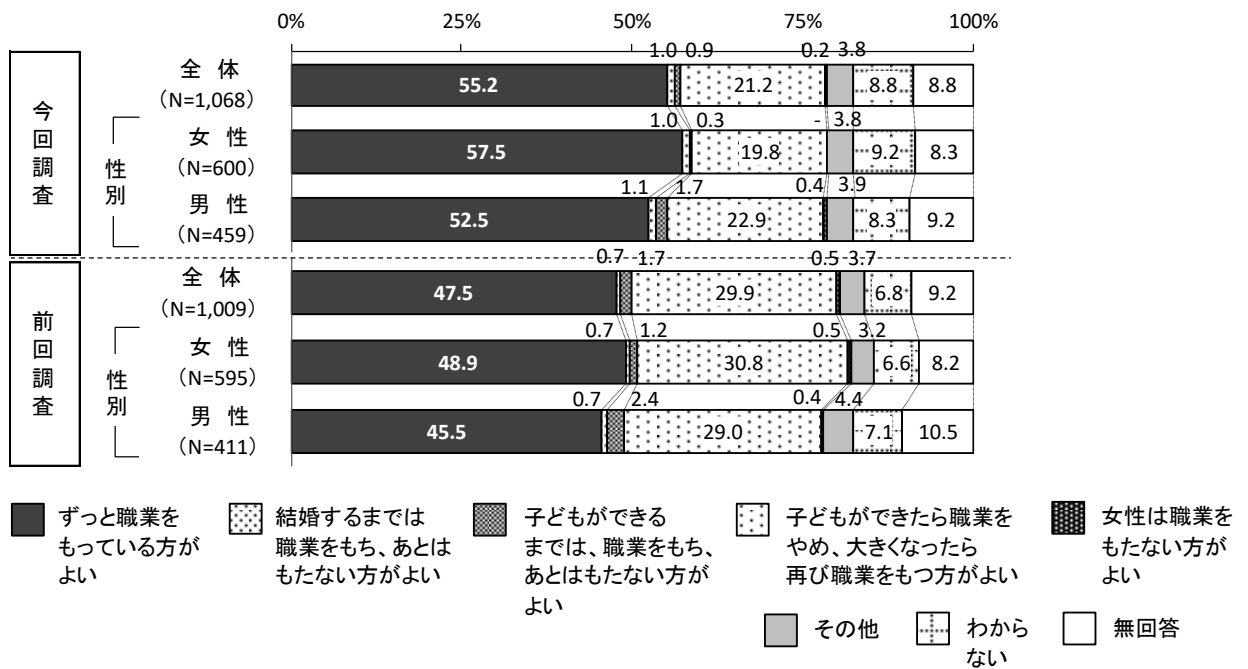


### (5) 職業や仕事について

一般的に女性が職業をもつことについての考え方としては、「ずっと職業をもっている方がよい」が5割台半ばで最も高く、次いで「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が2割強となっており、結婚や出産以降は専業主婦が望ましいとする回答はわずかしみられません。

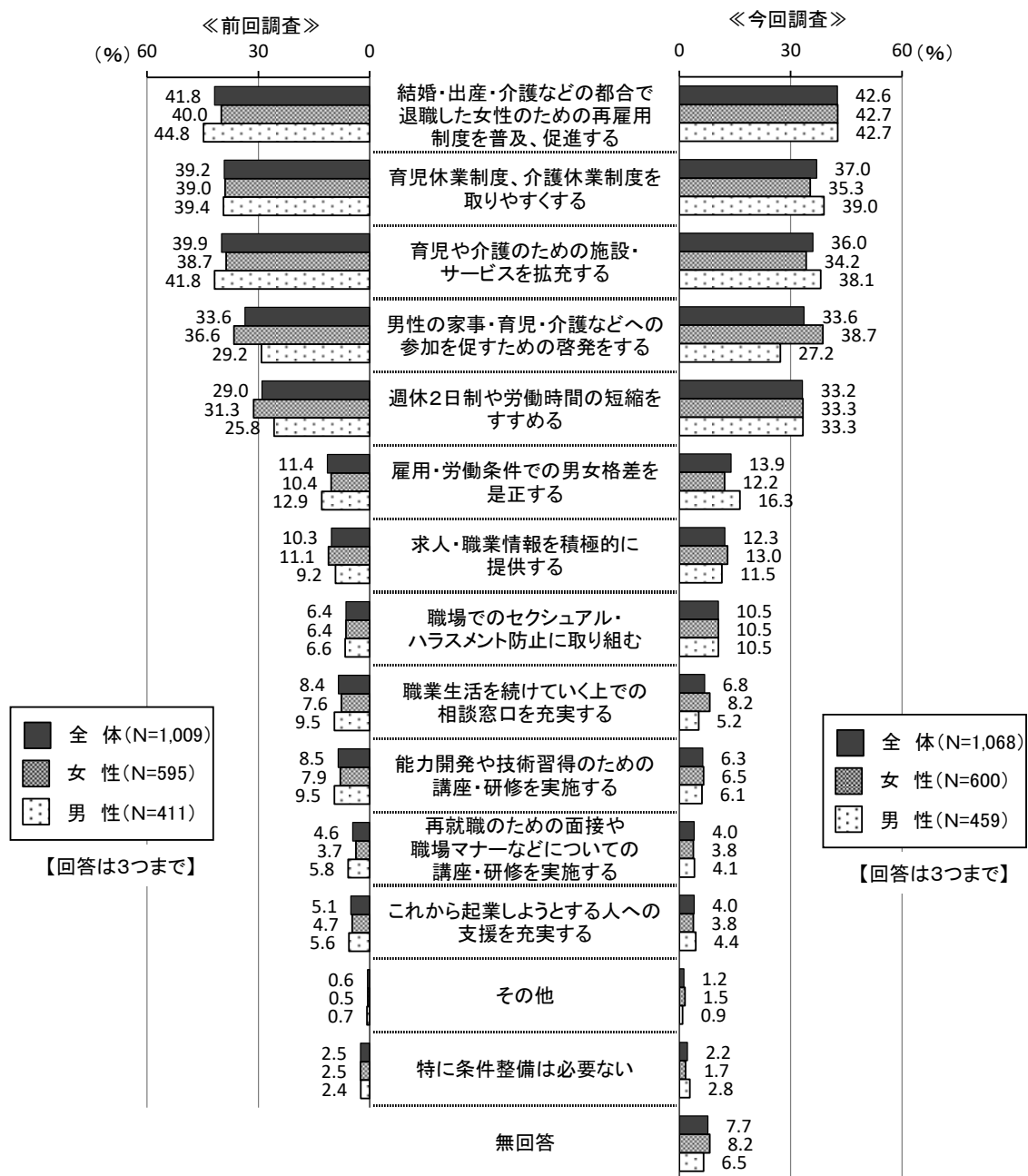
前回調査と比べると、男女とも、結婚や出産に関わらず職業を持ち続けるのが望ましいと考える人が増加しています。

■女性が職業をもつことについての考え方〔全体、性別〕（前回調査比較）



女性が職業をもち続けるために必要な条件整備としては、職場の支援制度の充実や行政による両立支援、男性の意識改革など求められています。また、自営業の多い大川市においては、自営業においても働きやすい環境を整備することは重要であり、特に男女共同参画の観点からは、女性に多い家族従業員の労働条件や労働環境の向上が望まれます。

■女性が職業をもち続けるために必要な条件整備 [全体、性別] (前回調査比較)

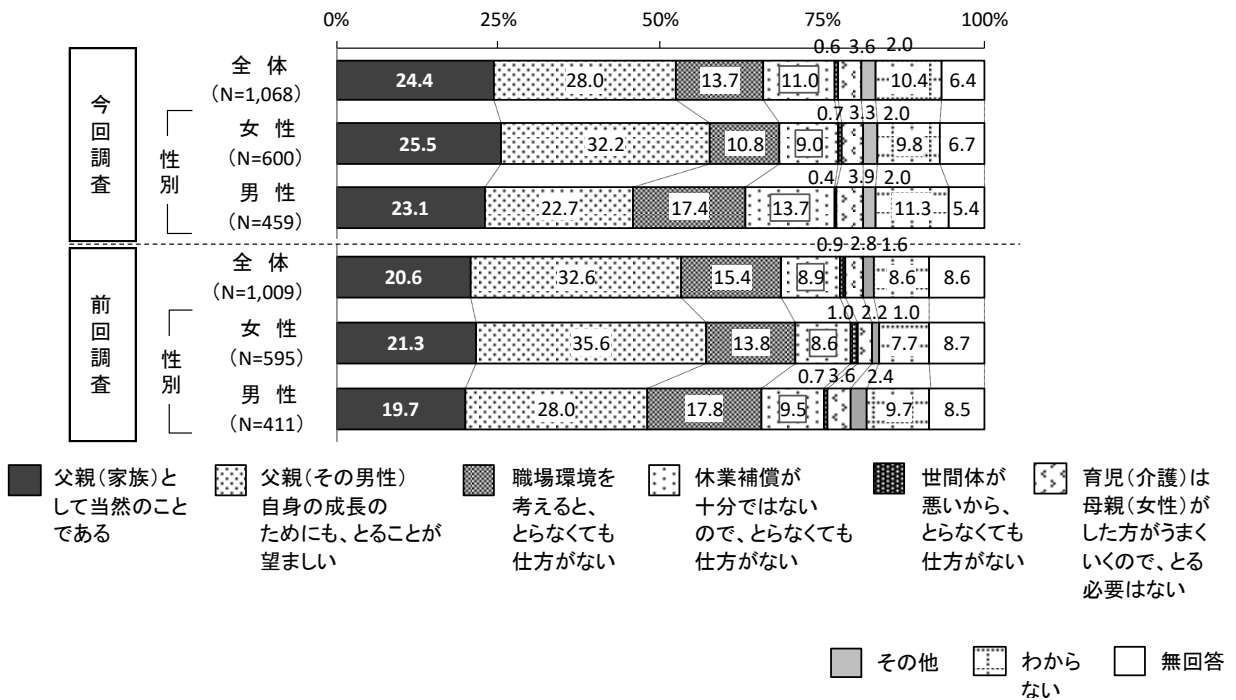


(6) 育児・介護休業等の制度について

男性が育児休業・介護休業・子の看護休暇制度を活用することについては、好意的な考え方が半数以上を占めており、前回調査と比べても、「父親(家族)として当然のことである」がやや増加しています。一方で、実際には取得しづらいとの認識もうかがえます。

男性の職種別では、会社・役所・団体の役員、管理職の方が、男性が育児休業や介護休業等の制度を利用しないことに容認的であり、本来、事業主に義務付けられた制度を利用しやすい環境づくりを推進する立場にある管理職の認識を改善することが望まれます。

■男性が育児休業・介護休業・子の看護休暇制度を活用することについて考え方  
[全体、性別] (前回調査比較)

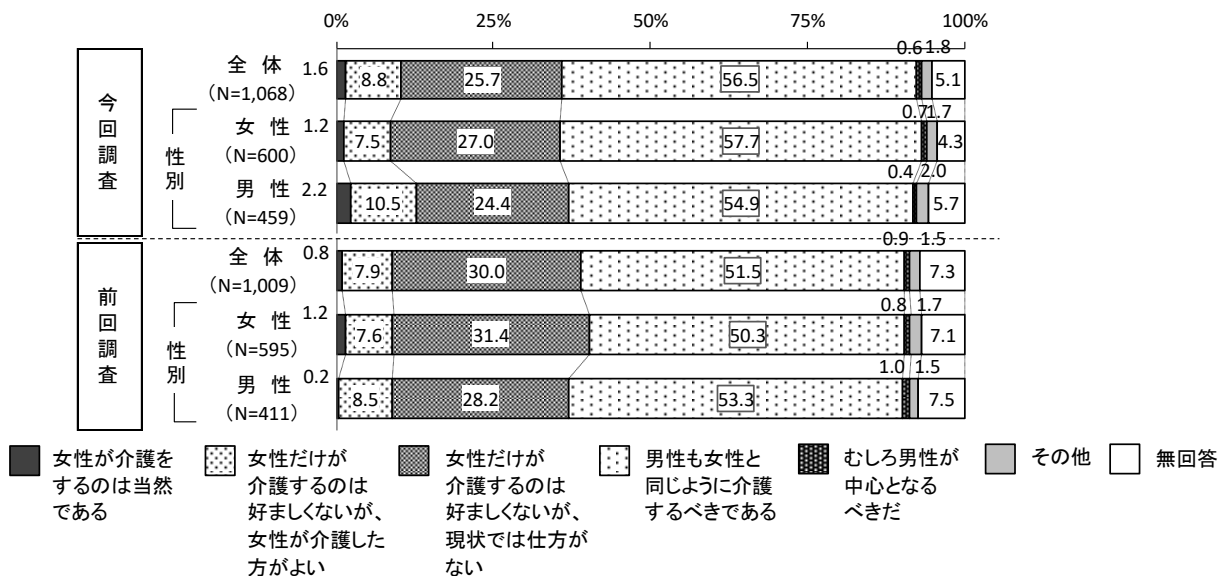


(7) 介護について

家族の介護については、「男性も女性と同じように介護するべきである」が半数以上を占めていますが、「女性だけが介護するのは好ましくないが、現状では仕方がない」など、女性だけが介護することを容認する意見もあわせて3割台半ばに上ります。

前回調査と比べると、女性側で「男性も介護役割を担うべき」との意識が高まっています。男女共同参画の観点からは、性別にかかわらず介護を担うという意識啓発や、社会や地域で介護を支える体制づくりが必要とされています。

■家族の介護についての考え方 [全体、性別] (前回調査比較)

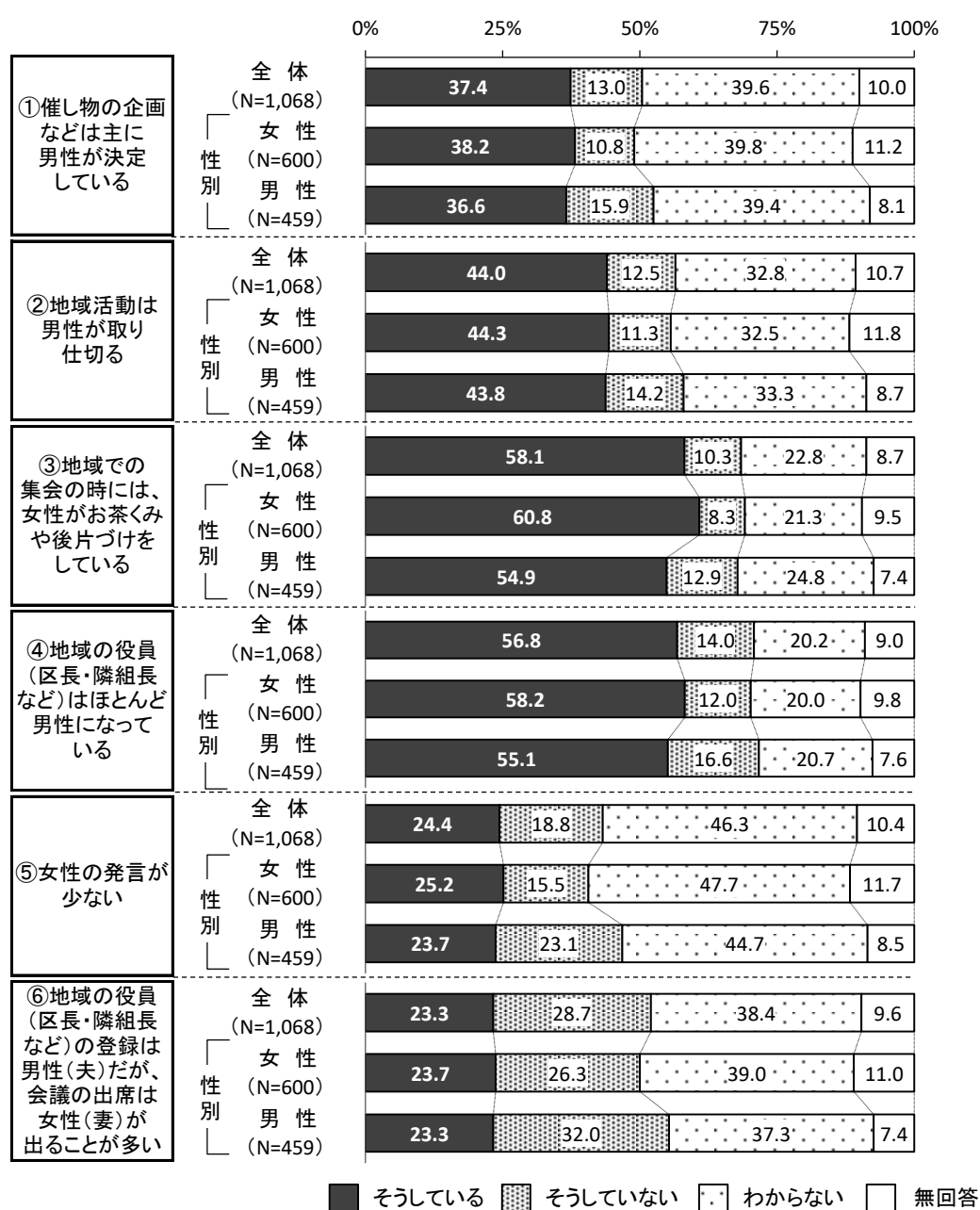


## (8) 地域活動について

地域活動での男女の役割分担の現状をたずねたところ、「地域での集会の時には、女性がお茶くみや後片づけをしている」「地域の役員（区長・隣組長など）はほとんど男性になっている」は6割近くが「そうしている」と回答しています。また、「地域活動は男性が取り仕切る」「催し物の企画などは主に男性が決定している」も「そうしている」が4割前後と高くなっています。

地域活動の場においては、企画の決定や地域の役員などの意思決定は男性、お茶くみや片づけなどの雑用は女性という性別による役割分担の現状が根強く残っていることがうかがえます。

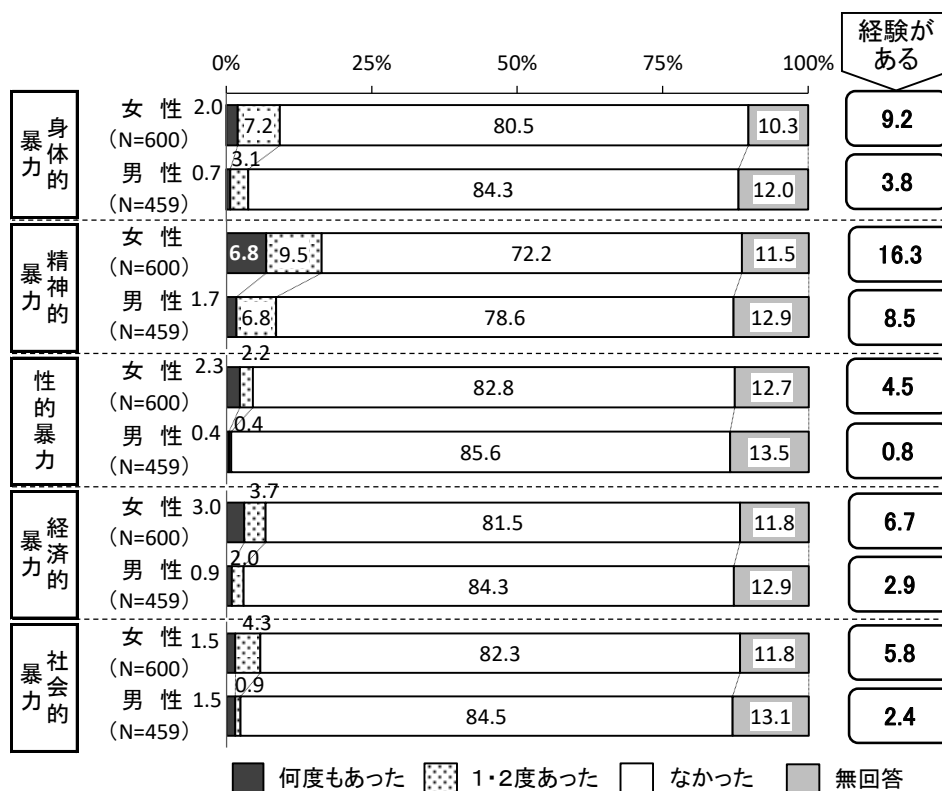
■ 地域活動での男女の役割分担の現状 [全体、性別]



### (9) 女性の人権について

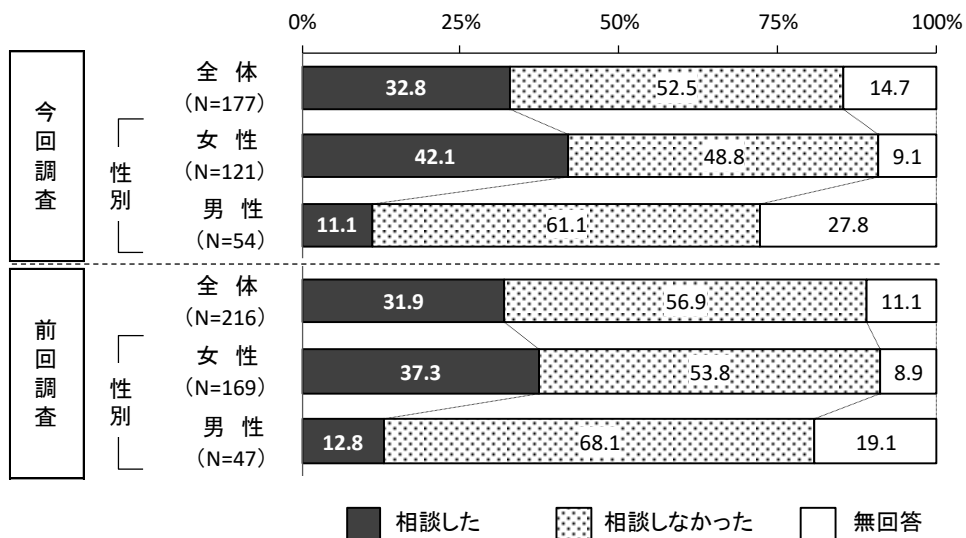
ここ5年間くらいの中に配偶者や交際相手から、「なぐる」「ける」などの身体的暴力、「人格を否定するような暴言を吐く」などの精神的暴力、「いやがっているのに性的な行為を強要する」などの性的暴力、「生活費などの必要なお金を渡さない」などの経済的暴力、「身内や友達とのつきあいや外出を制限する」などの社会的暴力について、受けた『経験がある』人は、女性で約5%から16%、男性で約1%から9%となっており、男女とも精神的暴力の経験率が高くなっています。いずれの暴力についても女性で経験率が高く、身体的暴力についても1割近い女性が経験しています。

■ 配偶者や交際相手からの暴力の経験の有無（まとめ）[性別]



「配偶者等から暴力を受けたことについて、だれかに相談したか」については、「相談した」は32.8%、「相談しなかった」は52.5%となっており、暴力を受けても相談していない人が多くみられます。相談先としては、「友人・知人」が約6割、「家族や親戚」が6割弱と、身近な人への相談が大半であり、専門機関に相談した人は少ない状況です。

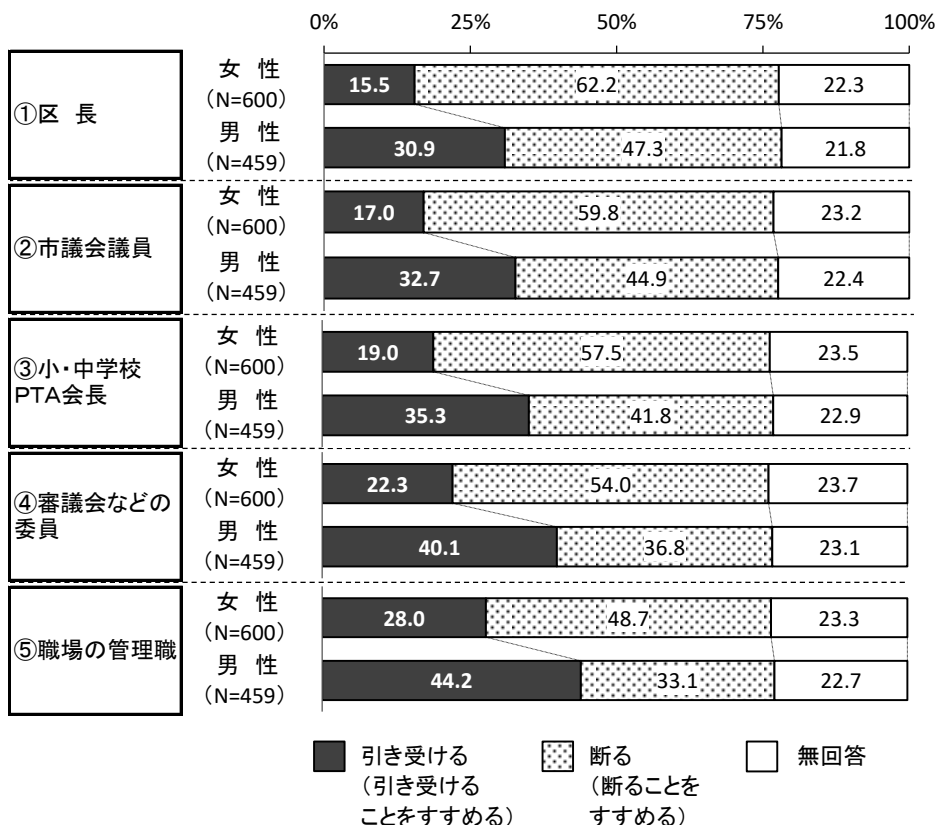
■配偶者や交際相手からの暴力の相談の有無 [全体、性別] (前回調査比較)



(10) 女性の登用等について

「区長」や「市議会議員」などの役職に女性（男性の場合は妻）が推薦された場合に引き受けるか（引き受けることをすすめるか）について、いずれの役職も女性の方が「断る」の割合が男性より大幅に高く、女性自身が役職を引き受けることに消極的な傾向がみられます。「職場の管理職」に関しては、女性の3割弱、男性の4割台半ばが「引き受ける（引き受けることをすすめる）」と回答しており、比較的高くなっています。

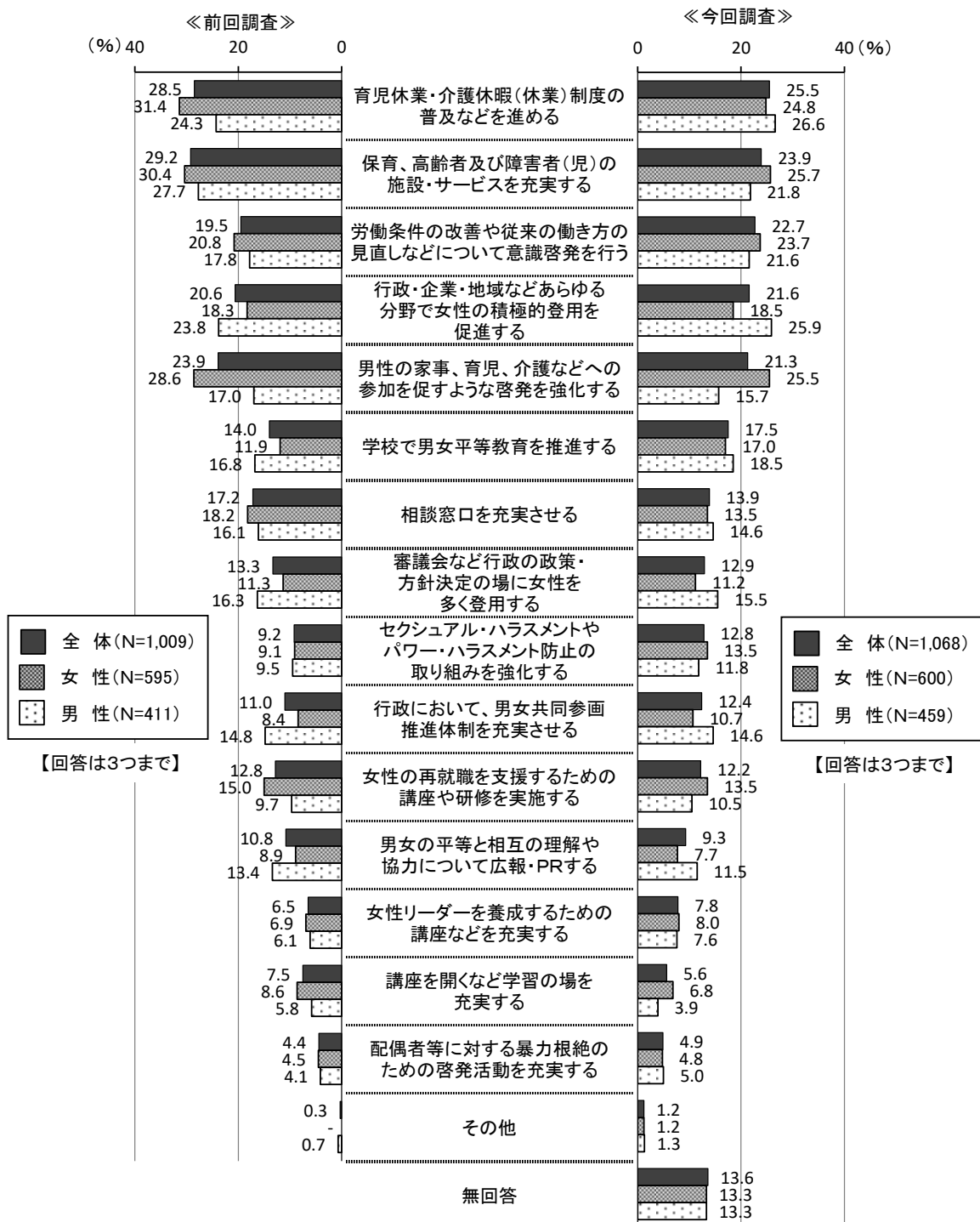
■役職に女性が推薦された場合の対応 [性別]



### (11) 男女共同参画の推進について

男女共同参画社会づくりに向けて市に期待することとしては、「育児休業・介護休暇（休業）制度の普及などを進める」が2割台半ば、「保育、高齢者及び障害者（児）の施設・サービスを充実する」「労働条件の改善や従来の働き方の見直しなどについて意識啓発を行う」「行政・企業・地域などあらゆる分野で女性の積極的登用を促進する」などが2割強で高く、両立支援や、企業や地域での取組を求める意見が多くなっています。

■男女共同参画社会づくりに向けて大川市に期待すること  
[全体、性別]（前回調査比較）





## Ⅲ. 計画の基本的考え方

---

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標と基本施策
3. 本計画とSDGsの関連性
4. 重点的な取組



## Ⅲ. 計画の基本的考え方

### 1. 計画の基本理念

「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会と定義されています。

大川市では、性に関わりなく、市民の人権が尊重され、全ての人々が、お互いの人権と個性の多様性を大切に、自らの意思により、能力を十分に発揮できる豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指して、2018年に「大川市男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例は、大川市、議会、市民、事業主等、地域組織及び教育に携わる者が協働して、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための、基本となる事項を定めており、第3条に6つの基本理念が掲げられています。

本計画は、この条例の基本理念に基づいて、大川市の男女共同参画の推進を図ることを目的とします。さらに、「第3次大川市男女共同参画計画」の基本理念を以下のように定めます。

男女が尊重し合い、共に活躍できる  
社会の実現

## ■ 「大川市男女共同参画推進条例」に掲げられた基本理念

- ① 男女が個人として、尊厳が重んぜられ、直接的又は間接的にかかわらず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- ③ 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。
- ④ 家族を構成する個人が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に、対等に参画できるようにすること。
- ⑤ 教育の果たす役割の重要性に鑑み、幼児教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進すること。
- ⑥ 男女共同参画社会の実現に関する取組は、国際社会における取組と密接な関係にあることから、国際的協調の下に行われること。



## 2. 計画の基本目標と基本施策

本計画の基本理念を実現するために4つの基本目標を掲げ、それぞれの基本目標別に基本的施策を定めて取組を進めます。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の浸透

男女共同参画社会の形成には、家庭生活、職場、地域活動、政治の場などさまざまな分野において、男女共同参画を推進していく必要があります。そのためには、一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、日々の生活の中で意識的に男女共同参画を実践していくことが重要です。しかしながら、私たちの心の中には、長い時間をかけて形作られてきた固定的性別役割分担意識が存在しており、知らず知らずのうちに日々の行動に影響を与えています。

市民の男女平等の意識を醸成し、固定的性別役割分担に捉われず、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場面において活躍できるよう、男女共同参画についての意識啓発や教育活動を充実し、その意識を浸透・醸成していきます。(条例の基本理念：①、②、⑤、⑥)

基本的施策1 啓発活動と学習機会の充実

基本的施策2 男女共同参画教育の充実

### 基本目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援

一人ひとりの人権が尊重され、心身ともに健康であることは、私たちの目指す男女共同参画社会の土台となるものです。

男女が生涯に渡り健康で安心して暮らせるように、性に対する正しい情報の提供や、人生の各段階に応じた健康支援を行います。また「DV防止法」に基づき、DVやデートDVを防止し、被害者を支援するとともに性暴力やハラスメント等のあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進等充実を図ります。さらに、ひとり親家庭や配慮を必要とする人たちが安心して暮らせるような支援の取組を進めます。(条例の基本理念：①、④、⑥)

基本的施策1 女性に対する暴力の根絶と被害者支援

基本的施策2 生涯を通じた健康支援

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の促進

---

男女共同参画社会の形成には、個々人の意識改革を進めることに加えて、社会の制度やしくみなども利用しながら、男性も女性も一人ひとりが個性と能力を活かすことができる社会環境を整え、実質的な面から男女共同参画に取り組んでいくことが重要です。

近年、国をあげて男女共同参画が推進され、社会のあらゆる分野において女性の活躍が増えてきてはいるものの、政策・方針決定の場はいまだ男性が中心となっていることが多く、女性の参画は十分ではありません。

いきいきと活気のある大川市を築いていくためには、「男性が、女性が」など性別にとらわれず、すべての市民が活躍できるまちとなることが重要です。このため、市の政策・方針決定過程への女性参画を進めるとともに、地域においても男女共同参画を推進し、男女が共に活躍するまちづくりを目指します。(条例の基本理念：①、③、⑥)

**基本的施策 1 政策・方針決定の場への女性参画の促進**

**基本的施策 2 地域における男女共同参画の推進**

## 基本目標Ⅳ 男女が共に参画する労働環境の推進

---

就業は、生活の経済的基盤であるとともに、自己実現の場でもあり、私たちの生活の中で大きな比重を占めています。そのため、男女共同参画社会を実現するためには、労働分野における男女共同参画を進めることが不可欠です。

近年では、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス<sup>(※)</sup>(仕事と生活の調和)の推進などにより、労働面における環境整備に注目が集まり、女性の積極的な登用や男性の育児休業取得など働き方を見直す動きが出てきています。

男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるように、雇用の場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭の両立に向けて、子育てや介護等の支援の充実や男性の子育て等への参画の促進を図ります。(条例の基本理念：①、③、④、⑥)








**基本的施策 1 職業生活における男女共同参画の推進**

**基本的施策 2 仕事と生活の両立への支援**






















## 3. 本計画とSDGsの関連性

「大川市第6次総合計画」では、SDGsの理念のもと、各分野の計画を推進するものとしており、本計画においても男女共同参画の推進は、17のゴールのうち以下のゴールと関連しています。

### ◇ 関連するSDGsのゴール

 <p>3 1人ひとりに健康と福祉を</p>	<p>すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>質の高い教育をみんなに</p>	<p>全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を</p>	<p>ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

### ◇ 基本目標別のSDGsとの関連性

基本目標	⇒	対応するSDGs
基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の浸透	⇒	   
基本目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援	⇒	     
基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の促進	⇒	   
基本目標Ⅳ 男女が共に参画する労働環境の推進	⇒	    
総合的な計画の推進	⇒	 

## 4. 重点的な取組

「第2次大川市男女共同参画計画」の成果と課題や市民意識調査の分析結果及び大川市男女共同参画審議会による意見と検討を踏まえて、本計画における以下の施策について重点的な取組として推進していきます。

### ◆基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の浸透

基本的施策1 啓発活動と学習機会の充実

施策(2) あらゆる機会を捉えての意識啓発の推進

基本的施策2 男女共同参画教育の充実

施策(1) 学校教育における男女共同参画教育の推進

市民への啓発については、あらゆる世代の市民が男女共同参画についての理解を深めることができるよう、市報等の広報物に加えてインターネットを活用した情報発信を行うなど、意識啓発や情報提供の方法を工夫するとともに、市民に分かりやすく伝える広報に努めます。PTA活動などの地域の団体に対し、研修会を実施する際に男女共同参画に関連するテーマを取り上げるよう働きかけを行います。

教育現場においても、性暴力やデートDVを防止するための教育について、子どもたちの実態を把握したうえで、福岡県の事業等を活用しながら系統的、計画的、継続的な実施を図るとともに、教職員に対しても研修機会の充実に努めます。

### ◆成果指標

○「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担の考え方に「反対」の割合

現状値 53.9% ➡ 目標値 60.0%

○「子どもたちに対する人権教育、男女平等教育の充実が図られた」と感じている割合

現状値 36.6% ➡ 目標値 50.0%

## ◆基本目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援

### 基本的施策1 女性に対する暴力の根絶と被害者支援

#### 施策（1）女性に対する暴力の防止

#### 施策（2）DV相談体制と被害者への支援

DVの早期発見、早期解決に向け、あらゆる世代の市民がDVについての認識を高めることができるよう、地域や団体に対して市が行うセミナーや講演会への参加を積極的に働きかけるなど、意識啓発と情報提供に努めます。

DVの相談窓口の周知については、医療機関等での相談カードの設置など、民間の企業や団体にも協力を求めながら、より一層の周知に努めます。DV被害者の相談対応には細かい配慮が求められることから、DV相談専用電話の設置や相談を受ける職員の研修を検討するなど、被害者が安心できる相談体制の充実に取り組みます。

### ◆成果指標

○配偶者や交際相手からの暴力を受けた経験のある人のうち誰かに相談した割合

現状値 32.8% ➡ 目標値 40.0%

○「生涯を通じた女性の健康支援が図られた」と感じている人の割合

現状値 37.4% ➡ 目標値 55.0%

## ◆基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の促進

### 基本的施策1 政策・方針決定の場への女性参画の促進

#### 施策（1）審議会等委員への女性の登用促進

### 基本的施策2 地域における男女共同参画の推進

#### 施策（1）地域における男女共同参画推進活動の支援

#### 施策（2）地域の役員等への女性の登用促進

審議会、委員会等委員への女性登用を促進するために、「大川市審議会等委員への女性参画推進要綱」に基づく全庁的な取組として、各担当課が女性登用の意義を理解し女性委員の積極的な登用を行うよう、意識改革に取り組みます。

地域においても女性の役員登用を促進するため、地域活動における固定的性別役割分担等の慣習解消に向け、より一層の啓発活動の推進を図るとともに、女性人材の発掘と育成を推進します。地域での区長や委員の選出方法の見直しや女性の登用が促進されるよう区長会や町内会に対して働きかけを行うなど、行政が積極的に地域に関わり取組を進めます。

#### ◆成果指標

---

○審議会等における女性委員の割合（地方自治法第202条の3に基づくもの）

現状値 34.3% ➡ 目標値 40.0%

○区長における女性の割合

現状値 2.0%（1人/50人） ➡ 目標値 10.0%（5人/50人）

○農業委員における女性委員の人数

現状値 0人/15人 ➡ 目標値 2人/15人

---

#### ◆基本目標Ⅳ 男女が共に参画する労働環境の推進

基本的施策1 職業生活における男女共同参画の推進

施策（1）均等な雇用機会と待遇の確保

基本的施策2 仕事と生活の両立への支援

施策（1）男性の家事・子育てへの参画促進

施策（3）子育て・介護等を行う労働者の就業環境の整備

職場における均等待遇の確保や家庭における男女共同参画を推進するため、国や福岡県の資料などを活用し、事業主や労働者に対して、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革を男女共同参画の視点で進めるよう、継続的に啓発を行います。

市内の「子育て応援宣言企業」を市報等で紹介する等、両立支援やワーク・ライフ・バランス推進に積極的に取り組む市内事業主の市民の認知を高め、事業主が子育て応援やワーク・ライフ・バランス推進に自主的に取り組む気運を高め、市内の企業・事業所等への意識啓発につなげます。

#### ◆成果指標

---

○創業セミナーを受講し起業した（女性の）延べ人数

※事業開始時からの累計

現状値 34人（7人） ➡ 目標値 59人（20人）

○子育て応援宣言企業数

現状値 36社 ➡ 目標値 75社

---

## IV. 計画の内容

---

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の浸透

基本目標Ⅱ 男女の人権尊重

・擁護と健康支援

基本目標Ⅲ あらゆる分野への

男女共同参画の促進

基本目標Ⅳ 男女が共に参画する

労働環境の推進

総合的な計画の推進



## IV. 計画の内容

IV

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の浸透



#### 基本的施策1 啓発活動と学習機会の充実

##### 現状と課題

男女共同参画社会の形成には、家庭生活、職場、地域活動、政治の場など様々な分野で、男女共同参画を推進していくことが必要です。そのためには、一人ひとりが自らの固定的性別役割分担意識に気づき、その解消を図るとともに、男女共同参画の必要性について理解を深めることが重要です。

大川市では、市報やホームページなどでの啓発や男女共同参画に関する講座やフォーラムの開催、市民団体への委託による人材育成事業の実施のほか、パパママ教室やパパママフェスタなどの母子保健事業など、様々な機会を活用し男女共同参画意識を高めるための啓発を実施してきました。

市民意識調査では、「DV」、「デートDV」、「DV防止法」などのDVに関する用語や、「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」などの法律については認知度が高く、内容についての周知も進んできていますが、「第2次大川市男女共同参画計画後期実施計画」の目標値(71.0%→100%)である「男女共同参画社会」の認知度は70.1%と、前回調査からほぼ変化がなく、より一層の周知の取組が求められています。

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識では、『反対派』が『賛成派』を大幅に上回り、前回調査と比べても『反対派』が増加しており、市民の意識には変化がみられません。しかし、女性に比べて男性は『反対派』が約18ポイント下回るなど、性別によって意識に差がみられます。また、男女ともに若い年代に比べて60代以上では『賛成派』が高く、年代によっても意識の差がみられます。男女の地位の平等感についても、ほとんどの項目で『男性優位』と感じている人の割合が高く、全国調査に比べても「平等」と感じる人の割合が低くなっています。

市民の男女共同参画への理解をさらに深めることができるよう、啓発や情報提供について内容と手法を工夫するとともに、男性が参加しやすいような企画を検討するなど、市民への意識啓発を充実していきます。

計画の内容

【基本目標Ⅰ

男女共同参画意識の浸透】

## 主な取組

### 施策（１）理解を深めるための啓発推進

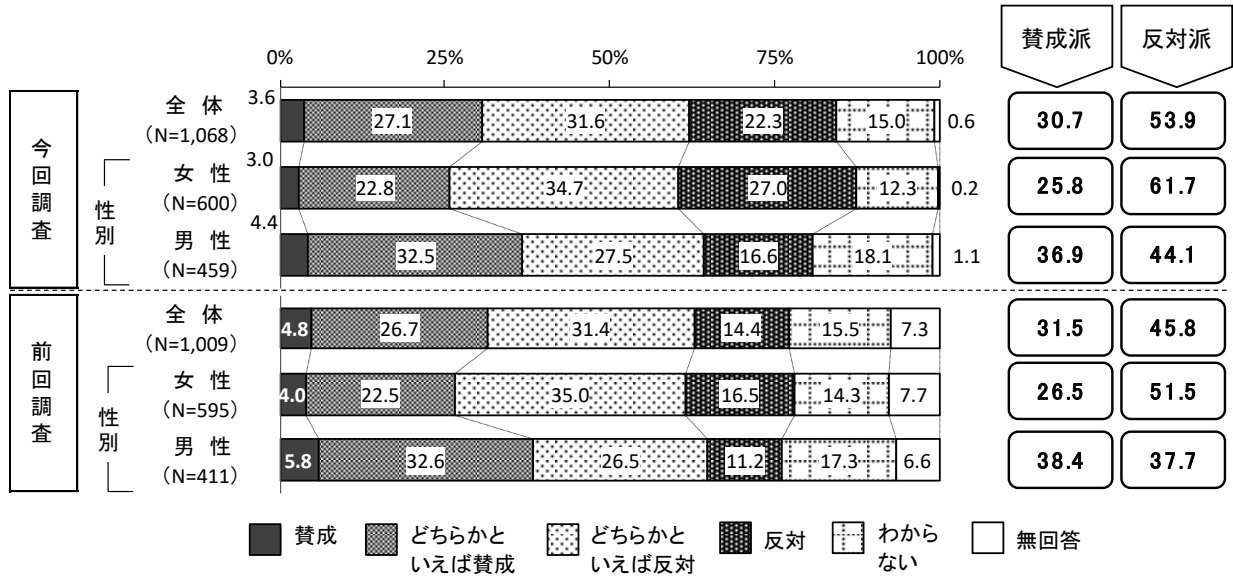
No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
1	市報やホームページ などによる啓発の充実	男女共同参画に関する情報の提供や啓発記事を 分かりやすく市報やホームページに掲載するなど啓 発の充実を図ります。	企画課
2	男女共同参画に関する 学習機会の提供	男女共同参画について市民の理解を図るために、 市民団体や事業所等と連携して男女共同参画の 推進に資するような学習機会を提供します。	企画課
3	各種団体の学習活動へ の支援	各種団体に対し、男女共同参画に関する学習活動 への補助金交付や国・福岡県の研修情報の提供 などを行い、活動を支援します。	企画課

### 施策（２）あらゆる機会を捉えての意識啓発の推進

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
4	市民団体や事業所などと 連携した啓発	市民団体や事業所などと連携して、イベントや各 種会議など様々な機会を捉えて男女共同参画関 連資料を配布するなど、市民への啓発を充実しま す。	企画課
5	男女共同参画に関する資 料の収集と提供	男女共同参画に関する資料を収集し、図書館、子 育て支援総合施設などの公共施設で情報提供す るとともに、世代に合わせた啓発を行います。	企画課 子ども未来課 図書館
6	生涯学習関連事業におけ る啓発の推進	市民向けの講座や研修会などで男女共同参画に 関するテーマを取り上げるなど、市民への学習機 会を提供します。	中央公民館
7	人権に関する学習会を通 じての啓発	大川市人権週間講演会や地域人権講演会などに おいて男女の人権尊重に関する内容を取り上げる など、人権学習の機会を通して市民への男女共同 参画に関する啓発を行います。	生涯学習課
8	県などが実施する研修へ の市民の参加促進	福岡県などが実施する様々な分野の研修やイベ ントの情報を市民や活動団体へ積極的に提供し、参 加を促進します。	企画課
9	啓発行事などの開催日時 や場所についての配慮	市で主催する様々なイベントや行事については、 男女がともに参加しやすいよう開催日時や場所な どに配慮します。	全庁

参考データ

■「男は仕事、女は家庭」という考え方について(再掲)



## 基本的施策 2 男女共同参画教育の充実

### 現状と課題

未来を担う子どもたちが将来にわたって、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮するためには、学校教育や家庭教育において男女共同参画意識を根付かせることが大変重要です。

市民意識調査では、家庭におけるしつけや教育については、「女の子も職業をもち経済的に自立できるように育てる」「男の子も炊事・掃除・洗濯などの生活に必要な技術を身につけさせる」に賛成する人が大半を占めるものの、女の子の経済的自立を目指す教育に比べ、男の子の生活自立を目指す教育は積極的賛成の割合がやや低く、特に男性でやや消極的な傾向がみられます。

学校教育の中で男女平等を進めるために特に力を入れることとしては、「働くことや経済的自立についての大切さを教える」「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮をする」「家庭科などを通じて、性別にかかわらず家庭生活に必要な実技を教える」などが高く、性別にかかわらず自立する力を育てる教育が求められています。また、前回調査と比べて、学校においてもセクシュアル・ハラスメント防止対策への関心が高まっていることがうかがえます。

今後も学校における科目を通じた男女共同参画教育、人権教育を進めるとともに、発達段階に応じた性に関する教育やLGBTQ<sup>(※)</sup>など性の多様性に関する理解、デートDV、セクシュアル・ハラスメントなどについても、子どもたちへ学習機会を提供していきます。また、教職員に向けても研修を行うとともにPTA活動などと連携した保護者向けの啓発も進めます。

### 主な取組

#### 施策（1）学校教育における男女共同参画教育の推進

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
10	男女共同参画に関する教育を通じた意識の醸成	小・中学校の年間教育指導計画に男女共同参画の教育を位置づけて、LGBTQなど性の多様性や性差に関する理解の促進、性別役割分担に捉われずそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の意識を育む教育を実施します。	学校教育課
11	進路指導の充実	子どもたちに対し、幅広い分野で職業や進学先を選択できる能力の育成を図るとともに、個人の能力や適性を重視した進路指導を行います。	学校教育課
12	男女共同参画の視点による学校運営の推進	学校における教職員の業務について、固定的な性別役割分担による業務分担とならないよう、男女共同参画の視点による学校運営を行います。	学校教育課

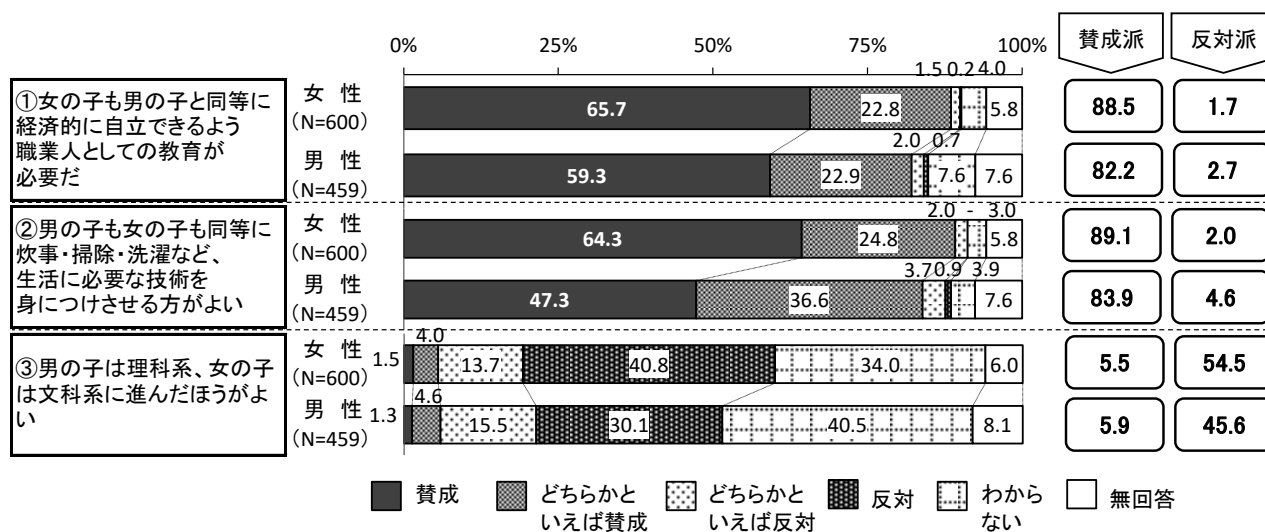
No.	具体的な施策及び事務事業名	内容	担当課
13	教職員・保育士の研修の充実	教職員・保育士が、男女共同参画への理解を深めるため、DV やセクシュアル・ハラスメントなどについて研修機会を充実します。	子ども未来課 学校教育課
14	情報(メディア)リテラシー教育の充実	子どもたちが情報を読み解く力や情報を活用し、発信する力を育成するメディア・リテラシー <sup>(※)</sup> に関する教育を充実します。	学校教育課

施策（２）男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

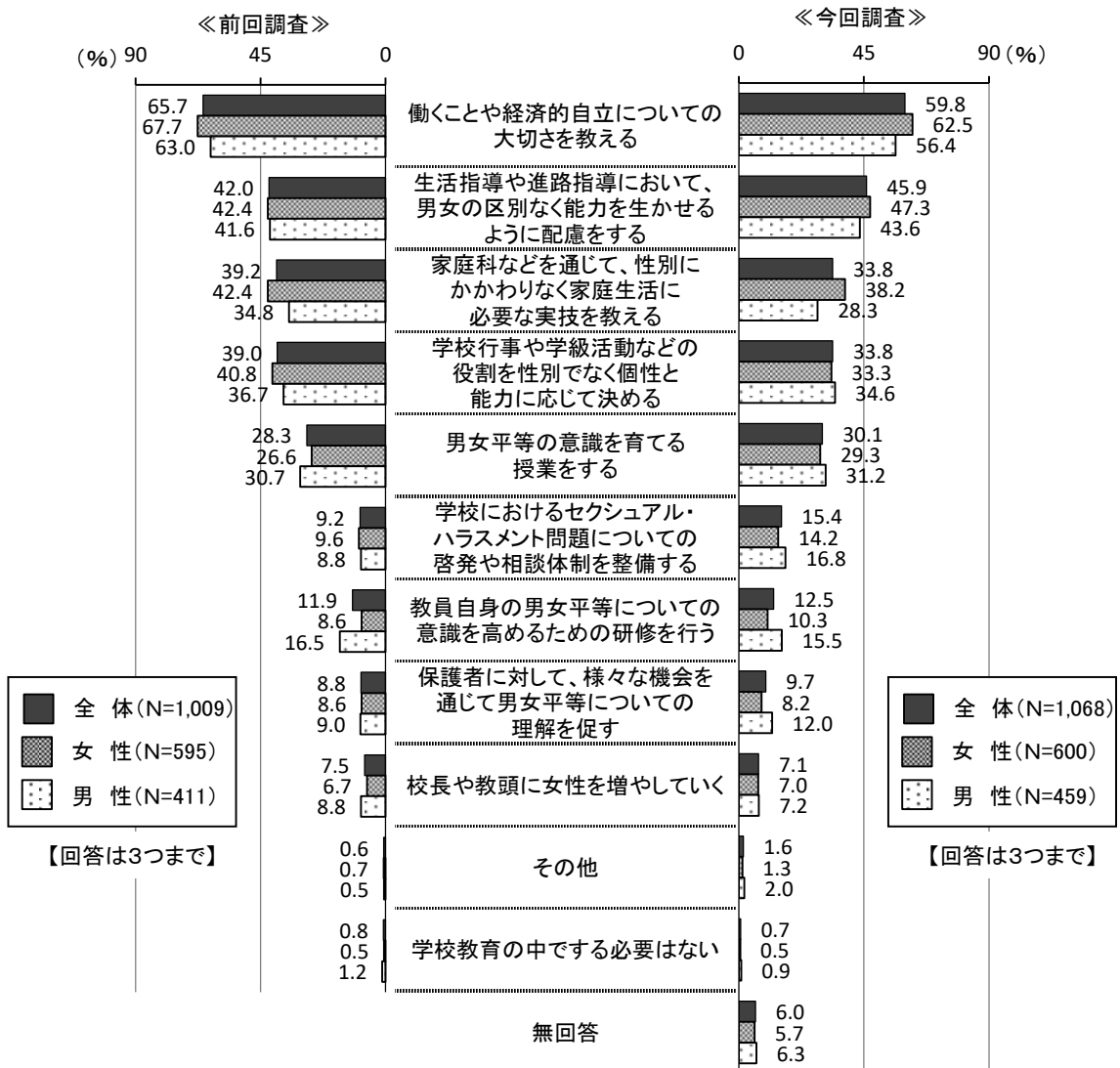
No.	具体的な施策及び事務事業名	内容	担当課
15	学級新聞などによる保護者への啓発	学校・学級だよりなどを利用して男女共同参画に関する記事を掲載するなど、保護者の意識啓発に努めます。	学校教育課
16	PTA 活動における啓発の促進	PTA 新聞や PTA 活動の一環として開催される家庭教育に関する研修会などで、男女共同参画に関するテーマについても取り上げるよう働きかけます。	生涯学習課
17	家庭教育相談の充実	小・中学校に配置されているスクールカウンセラーにより、児童・生徒や保護者の相談に男女共同参画の視点を持って対応を図ります。	学校教育課

参考データ

■子どもの育て方に関する考え方について



■学校の中で男女平等などを進めるために力を入れること（再掲）



## 基本目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援

Ⅳ

計画の内容

〔基本目標Ⅱ

男女の人権尊重・擁護と健康支援〕



### 基本的施策 1 女性に対する暴力の根絶と被害者支援 (大川市 DV 防止計画)

#### 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、固定的性別役割分担意識などが要因と考えられる人権侵害を解決していく必要があります。近年、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどによる被害は深刻化しており、早急な対策が必要とされています。また、若年層の交際関係における暴力も発生しており、恋人からの暴力、いわゆる「デートDV」被害への対応も求められています。

市民意識調査では、DVについて「身体的暴力」を1割近くの女性が経験しているなど、大川市においてもDV被害が起きていることが示されています。しかし、DVを受けて「相手と別れた」人は少なく、子どものことや経済的な理由で我慢していることがうかがえます。また、配偶者などから暴力を受けたことを誰かに「相談した人」は32.8%で、「相談していない人」が多くみられます。「第2次大川市男女共同参画計画後期実施計画」では「相談した」人の割合を40%とすることを目標としていますが、「相談した」人の割合は前回調査とほぼ変わっていません。また、女性の「相談した」人の割合は前回調査から低くなっており、相談しなかった理由として「相談するほどのことではないと思った」「相談してもむだだと思った」などが高く、被害者自身がDVの被害を些細なことと感じてしまっている様子が見られます。

DVの早期発見に向けて、市民のDVに対する理解を広める啓発を推進します。相談窓口について市報やホームページで情報提供するとともに医療機関や商業施設と連携して周知を高める取組を進めます。関係各課、関係機関の連携、相談体制の充実を図り、より迅速で適切なDV被害者の自立に向けた支援を行います。

また、様々なハラスメント防止のため、市報やホームページを通じて市民に広く周知・啓発を行うだけでなく、事業主に対してもハラスメント防止について必要な対策を講じるよう周知・啓発に取り組むとともに、学校内で行われる嫌がらせやいじめといったハラスメントについて、児童・生徒への啓発とともに教職員の理解を深める研修等、未然防止に向けた取組を進めます。

## 主な取組

### 施策（１）女性に対する暴力の防止

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
18	DV 防止に向けた意識啓発	男女がそれぞれの人権を尊重し、いかなる場合にも暴力は認めないという意識の醸成を図るために、大川市人権週間講演会、地域人権講演会や子育て支援総合施設での啓発など様々な機会を捉えて市民への意識啓発を推進します。	子ども未来課 企画課 生涯学習課
19	デート DV 防止に向けた意識啓発	発達段階に応じた性教育とともに、デートDVについても、学校において正しい認識を持てるよう教育・指導を行います。	学校教育課 健康課

### 施策（２）DV 相談体制と被害者への支援

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
20	相談支援体制の充実	多様化する相談に対応するため、相談担当職員の専門能力向上を図り、専門相談員を配置して相談支援体制の充実を図ります。また、市関連施設や医療機関、商業施設などと連携し、DV 相談窓口のカードを設置するなど、相談窓口の周知を行います。	子ども未来課
21	関係機関の連携による被害者への支援	福岡県や他の相談機関と連携し、迅速かつ適切な被害者の保護を行います。	子ども未来課
22	DV 被害者の自立に向けた支援	関係機関と連携し、生活支援や就労等に係る相談や情報提供など、被害者の自立に向けた支援を行います。市営住宅の入居募集では、被害者世帯への抽選倍率優遇措置(単身者を除く)を適用します。	企画課 福祉事務所 子ども未来課 インテリア課 都市計画課

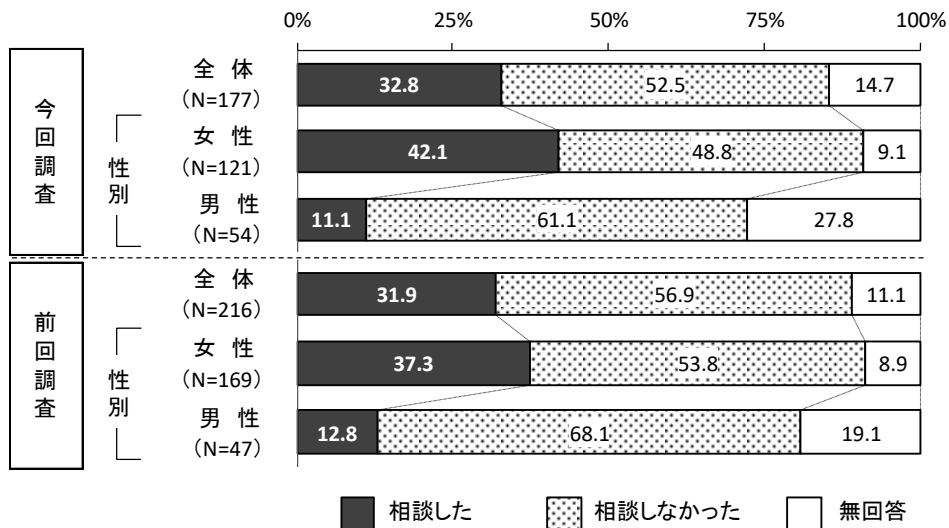
### 施策（３）セクシュアル・ハラスメント等の防止

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
23	市民に対する啓発	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等様々なハラスメントの防止について、市報やホームページへの掲載やポスターの掲示等により、市民へ広く啓発します。	企画課
24	事業主に対する啓発	市報やホームページへの掲載、事業主が集まる会合など機会を活用して、事業主に対しハラスメント防止について必要な対策を講じるよう周知・啓発を行います。	企画課 インテリア課

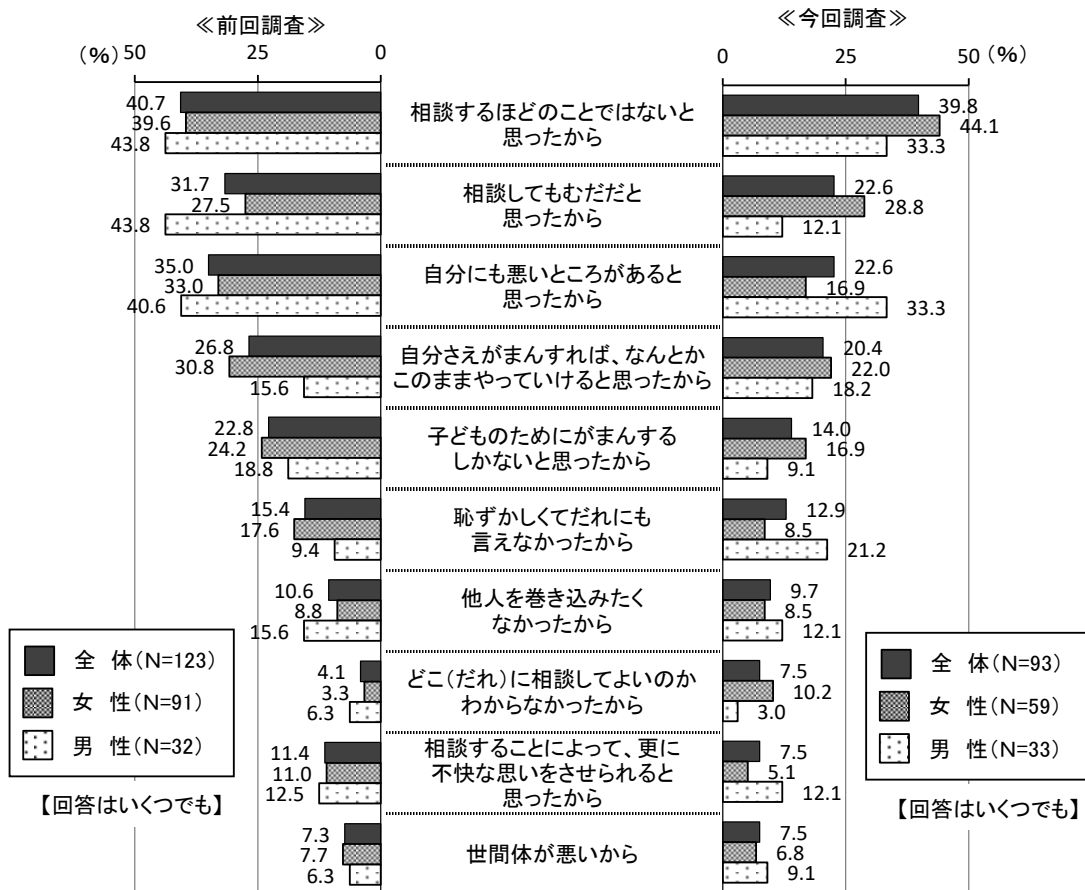
No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
25	スクール・ハラスメント防止に向けた取組	学校内で行われる嫌がらせやいじめといったハラスメントについて、児童・生徒への啓発とともに教職員の理解を深める研修等、未然防止に向けた取組を進めます。	学校教育課

参考データ

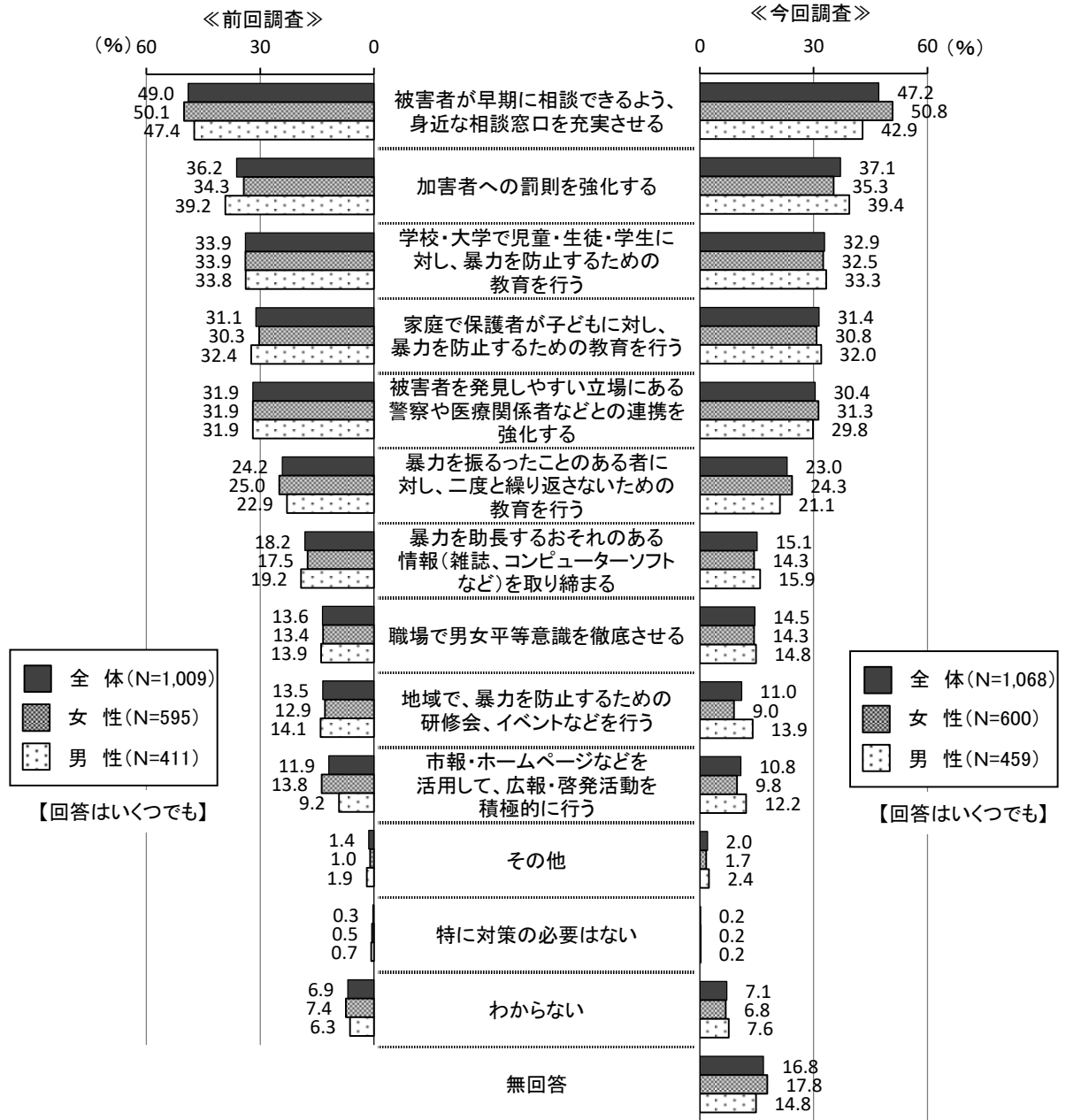
■ 配偶者や交際相手からの暴力について相談の有無（再掲）



■ 配偶者や交際相手からの暴力について相談しなかった理由（上位 10 位）



■ パートナーに対する暴力をなくすために必要なこと



## 基本的施策2 生涯を通じた健康支援

### 現状と課題

一人ひとりの人権が尊重され、心身ともに健康であることは、私たちの目指す男女共同参画社会の土台となるものです。男女がお互いの身体的特徴を理解し合い、健康でいきいきとした生活を送ることができるようにすることが重要です。

大川市では、母子保健事業や健康推進事業などを通じて、妊娠・出産期から高齢期に至るまでの健康支援を行ってきましたが、「第2次大川市男女共同参画計画後期実施計画」の目標値である「生涯を通じた女性の健康支援が図られている」（現状値 37.4%→目標値 55.0%）については、『変化があった』とする人は微減しており、目標の達成に至っていません。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>(※)</sup>についても、十分に理解が深められているとはいいがたく、市報やホームページ等を活用して基本的な概念などについて啓発を継続するとともに、関連事業のなかで啓発を行い、市民の理解促進に努めます。

思春期の青少年に対しては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを女性の人権として理解を深めるよう意識啓発に取り組みます。また、LGBTQなど性の多様性や子どもの発達段階に応じた性差の理解、命を大切にする心を育む性教育を推進します。

男女がそれぞれの健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう健康教育や相談体制を充実して、生涯を通じた健康づくりを支援していきます。

### 主な取組

#### 施策（1）リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進

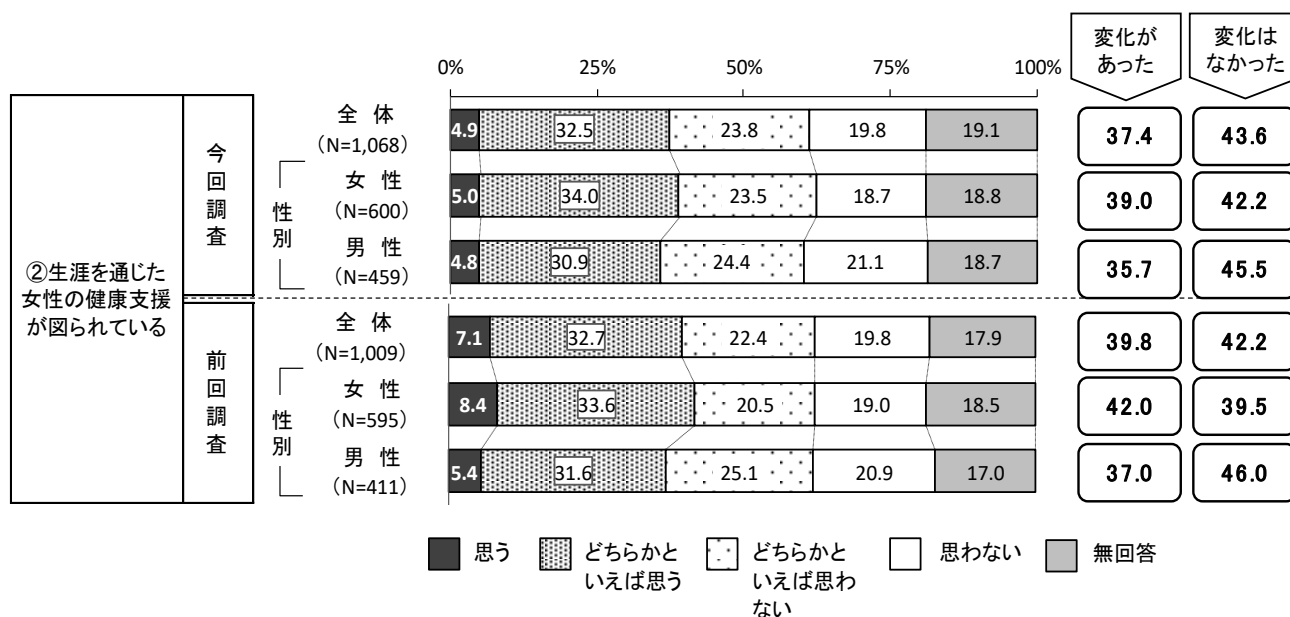
No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
26	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発の推進	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方について市報などで周知し、生涯を通じた女性の健康支援の重要性について市民の理解を促進します。	企画課
27	母親と子どもの健康支援の充実	子育て支援総合施設において、妊婦健康診査、乳幼児家庭訪問指導、乳幼児健康診査及びパパママ教室などにより母親と子どもの健康支援を充実します。	子ども未来課
28	発達段階に応じた性教育の充実	LGBTQなど性の多様性や性差に関する正しい理解や生命の尊厳、男女相互の尊重など、発達段階に応じた性教育の充実を図ります。 また、デートDVやセクシュアル・ハラスメント等女性を巡る暴力についても正しい知識の普及に努めます。	学校教育課

## 施策（２）ライフステージに応じた健康支援

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
29	性感染症などの予防の啓発	エイズや性感染症、胎児の薬害などについて、パンフレットなどを配布し、正しい知識の普及、啓発を図ります。	健康課 学校教育課
30	健康に関する相談体制の充実	電話相談の実施や福岡県が実施する健康相談の案内など、関係機関と連携し、ライフステージに応じ、健康問題や心の悩みを相談できる体制を充実します。	健康課
31	性別や年齢に応じた健康づくりの支援	年齢に応じた男女の健康課題に対応した健康づくりを支援するために、女性特有の子宮がんや乳がん等受診率向上や生活習慣病に関する健診の受診率向上を目指すとともに、性別や年齢別の健康課題に対応した講座の開催や保健指導を行います。	健康課

### 参考データ

■大川市における男女共同参画社会の変化  
(生涯を通じた女性の健康支援が図られている)



## 基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の促進

IV

計画の内容

【基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の促進】



### 基本的施策 1 政策・方針決定の場への女性参画の促進

#### 現状と課題

男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づける「男女共同参画社会基本法」が 1999 年に施行され、その後も「男女雇用機会均等法」の改正や「女性活躍推進法」の施行など法制度の整備が進められてきましたが、管理職など指導的地位に占める女性の割合はまだまだ低く、政策・方針決定の場への女性の参画は十分ではありません。

「大川市第 6 次総合計画」で目指している魅力ある大川市を将来にわたって築いていくためには、すべての市民が活躍していくまちとなることが重要です。

大川市では、審議会や委員会の委員等について女性の登用を推進してきましたが、まだ女性委員の割合が低い委員会なども存在しています。

市民意識調査では、地域などの役職に女性（男性の場合は妻）が推薦されたらという質問に対して、「断る（断ることをすすめる）」が最も高く、特に女性自身が役職を引き受けることに消極的な傾向がみられます。断る理由としては、「責任が重いから」「役職につく知識や経験がないから」「家事・育児や介護に支障がでるから」などが高く、特に女性は経験不足に不安を感じていることがうかがえます。

男女共同参画社会の形成には、一人ひとりの意識改革を進めると同時に、制度や仕組みなども利用しながら一人ひとりの個性や能力が活かされる社会環境を整え、実質的な面から男女共同参画に取り組んでいくことが重要です。このため、市の政策・方針決定過程への女性参画を進めるとともに、地域においても男女共同参画を推進し、男女が共に活躍するまちづくりを目指します。

#### 主な取組

#### 施策（1）審議会等委員への女性の登用促進

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
32	審議会、委員会など委員への女性の登用推進	大川市審議会等委員への女性参画推進要綱に基づき、審議会、委員会など委員への女性の登用を積極的に推進します。	全庁
33	女性の人材情報の収集・活用	女性の人材情報を収集し、市の審議会などで委員の人選に紹介するなど活用していきます。	企画課

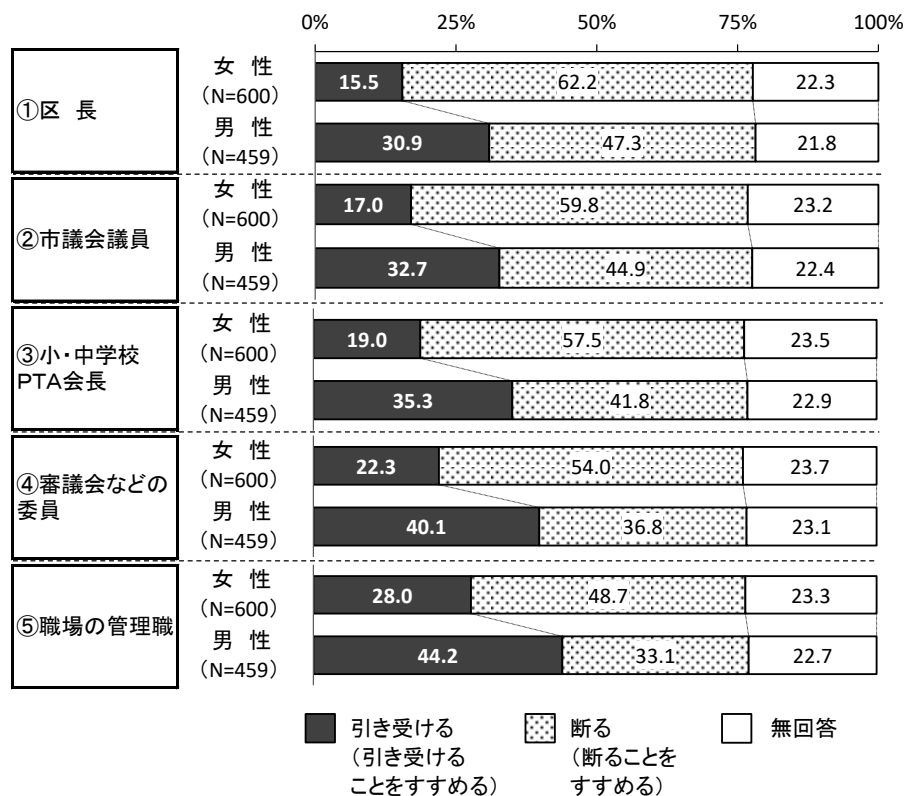
No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
34	社会教育関係者への女性の登用推進	社会教育委員や、社会教育指導員、スポーツ推進委員などの社会教育関係者への女性の登用を推進します。	生涯学習課
35	防災分野での政策・方針決定への女性の参画推進	大川市防災会議の委員などへの女性の参画を進め、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進します。	地域支援課

## 施策（2）企業や各種団体等での女性の登用促進

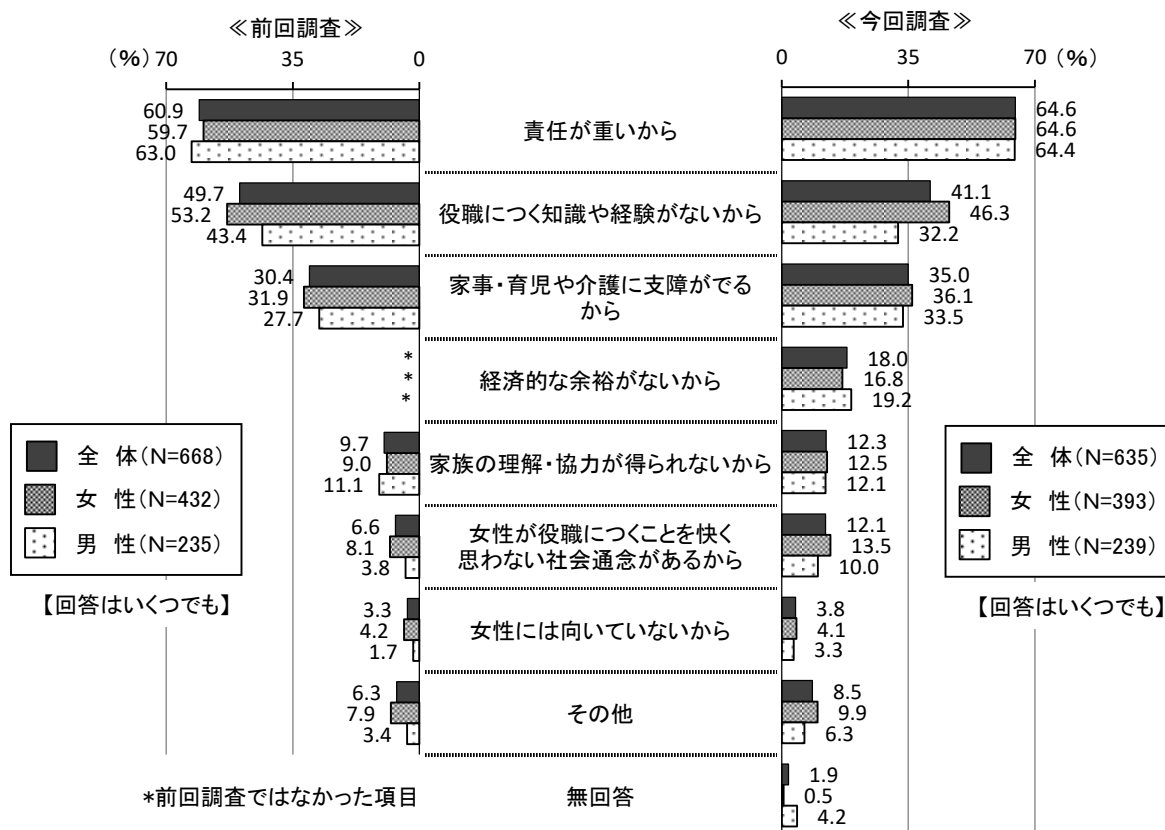
No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
36	企業・事業所への女性の積極的登用等についての啓発	企業・事業所における男女格差是正や女性活躍推進について、市報やホームページ等への掲載や、市内市民情報コーナーや大川市勤労青少年ホーム等への関連資料の配布などにより、様々な機会を活用して啓発していきます。	インテリア課
37	各種団体等への女性の積極的登用促進	市内各種団体等に対して、女性の能力発揮に積極的に取り組む先進事例紹介や男女共同参画に関する情報の提供により、女性の活躍推進を促進していきます。	企画課

## 参考データ

■ 役職に女性が推薦された場合の対応について（再掲）



■ 役職を断る理由



■ 審議会等への女性登用状況

項目	実績				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
市の管理職等における女性の割合	4.0%	7.7%	7.4%	7.7%	8.0%
審議会等における女性委員の割合 (地方自治法202条の3に基づくもの)	28.2%	28.4%	27.6%	32.2%	34.3%

## 基本的施策2 地域における男女共同参画の推進

### 現状と課題

地域社会は、子どもの育ちや老後の生きがいある暮らし、防災・防犯への助け合いなど、人々の生活の重要な基盤であり、方針決定の場に男女が対等に参画・協力し、地域の様々な課題に多様な視点で取り組む必要があります。

「大川市男女共同参画推進条例」の第8条では、地域組織の責務として、「地域組織は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることに鑑み、組織の運営や地域活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。」と規定されています。

市民意識調査では、地域活動での男女の役割分担の現状について「地域での集会の時には、女性がお茶くみや後片づけをしている」「地域の役員（区長・隣組長など）はほとんど男性になっている」「地域活動は男性が取り仕切る」「催し物の企画などは主に男性が決定している」などで「そうしている」の割合が高くなっています。前回調査と比べると、「催し物の企画などは主に男性が決定している」「地域活動は男性が取り仕切る」「女性の発言が少ない」などで「そうしている」がやや減少していますが、その他の分野については変化がみられず、地域活動において、意思決定は男性、雑用は女性といった性別役割分担が根強く残っていることがわかります。

地域団体や各種団体などに対して女性の登用を働きかけるとともに、地域で活躍できるような女性の人材育成の機会を提供します。また、地域の実情に合わせながら、女性が地域で役職などに参画していくために活動の負担軽減のための取組を促進します。

### 主な取組

#### 施策（1）地域における男女共同参画推進活動の支援

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
38	市民の男女共同参画推進活動の支援とネットワーク化の促進	より多くの市民に推進活動に関わってもらうため、男女共同参画に関する市民の活動に対し、情報提供や相談支援を行うとともに、女性団体などのネットワーク化を促進します。	企画課
39	地域における男女共同参画推進の中核的な人材の育成	男女共同参画に関して活動している団体等と協働して学習会を開催するなど、地域における男女共同参画推進の中核的な人材の育成に取り組み、男女共同参画に関する周知啓発活動などが行えるよう体制の構築に努めます。	企画課

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
40	地域活動団体や社会教育 団体への啓発と支援の充 実	行政区、コミュニティ協議会等の事業活動において、性別による固定的役割分担等の慣行について見直しができるよう働きかけを行います。また、子ども会育成連絡協議会、連合婦人会、健康を守る婦人の会等が開催する各種講演会、学習会などで男女共同参画のテーマによる実施を促進していきます。	地域支援課 生涯学習課 健康課

施策（2）地域の役員等への女性の登用促進

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
41	区長など地域の役職者への女性の登用促進	地域の役職者への女性登用を促進するよう、区長会やコミュニティ協議会に対して会議の場などを利用して働きかけを行います。	地域支援課
42	農業委員への女性の登用促進	女性の農業委員への参画について、農業従事者研修会において講演会を開催するなど、女性の登用について働きかけを行います。	農業水産課 農業委員会
43	女性消防団員の加入の取組推進	火災予防広報、防火指導や応急救護活動など、地域防災活動への女性の参画を促進するため、女性消防団員の加入の取組を推進します。	地域支援課

参考データ

■地域における役職等の女性登用状況

項 目	実 績				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
区長における女性の割合(50人中)	0.0%	0.0%	2.0%	2.0%	2.0%
女性の農業委員の人数(15人中)	2人	2人	2人	1人	0人

## 基本目標Ⅳ 男女が共に参画する労働環境の推進



### 基本的施策 1 職業生活における男女共同参画の推進 (大川市女性活躍推進計画)

#### 現状と課題

就業は、生活の経済的基盤であるとともに、自己実現の場でもあり、私たちの生活の中で大きな比重を占めています。そのため、男女共同参画社会を実現するためには、労働分野における男女共同参画を進めることが不可欠です。

大川市では、労働関係法規やその関連制度の周知のための福岡県「働く人のハンドブック」等の資料を活用し、働きたい女性を対象とした労働相談会の開催、市報やホームページでの情報提供など、雇用や就労の場における男女共同参画の推進に向けて様々な取組を実施しています。

市民意識調査では、一般的に女性が職業をもつことについて、「ずっと職業をもっている方がよい」が5割を超えて最も高く、前回調査と比べても男女とも結婚や出産に関わらず女性が就労を継続することが望ましいとする割合が増加しています。女性が職業をもち働き続けるために必要な条件整備として、「結婚・出産などで退職した女性の再雇用制度を普及、促進する」「育児・介護休業制度を取りやすくする」「育児や介護のための施設・サービスを拡充する」など、育児や介護との両立支援や、育児や介護のために就労を中断しても復帰できる制度が望まれています。また、自営業についても、「休日や働く時間を決める」「給料をきちんともらえるようにする」「出産・けが・病気のとときにきちんと休める体制をつくる」など、休日や労働時間、給料などの労働条件を整備することが望ましいと考えられています。

事業主や労働者に対し、職場における男女共同参画の推進のための情報提供や啓発を行うとともに、女性の職業能力向上や起業のための支援に取り組みます。農業や商業、木工業などの自営業者に対しても、就業環境の整備に向けた啓発や支援を進めます。

#### 主な取組

##### 施策（1）均等な雇用機会と待遇の確保

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
44	労働に関する法や制度の事業主、労働者への情報提供	国や福岡県、商工会議所などの関係機関と連携し、男女共同参画の視点から様々な労働に関する法や制度について、福岡県「働く人のハンドブック」などを活用し、事業主、労働者に向けて情報提供していきます。	インテリア課

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
45	入札参加資格申請を通じた 事業主への男女共同参画の 取組の促進	大川市への入札参加資格申請において、福岡県「子育て応援宣言企業」登録事業所に対して 加点を行うなど、事業所における男女共同参画 の取組を促進します。	総務課
46	労働相談の充実	求職やハラスメントなど、雇用を巡るトラブルな どに対し、ハローワークや福岡県筑後労働者支 援事務所等の関係機関と連携し、相談支援体 制を整えるとともに、その周知を図ります。	インテリア課

施策（2）女性の職業能力開発・活用の支援

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
47	就労に関する情報提供や職業 能力向上のための支援	ハローワーク、商工会議所、農協などの関係 機関と連携を図り、就労、再就職に関する情 報提供や福岡県等が主催する技術習得のた めの各種講習会についても情報提供や参加 支援を行います。	インテリア課 農業水産課
48	女性の起業支援の取組推進	女性を対象としたセミナーを開催するなど、起 業に必要な知識や支援制度などの情報提供 を行います。また、加工・販売活動など、女性 農業者の起業に向けた活動を支援します。	インテリア課 農業水産課
49	女性の能力開発・活用につい ての事業主に対する啓発	女性の登用や能力開発、活用に取り組む先 進企業の事例について、各種団体等の関係 機関と連携して事業主に対して情報提供し、 女性の登用について啓発します。	インテリア課 農業水産課
50	女性認定農業者の育成	共同経営を営む農業者という立場を明確にす るために、女性の認定農業者及び新規認定 就農者の育成に努めます。	農業水産課

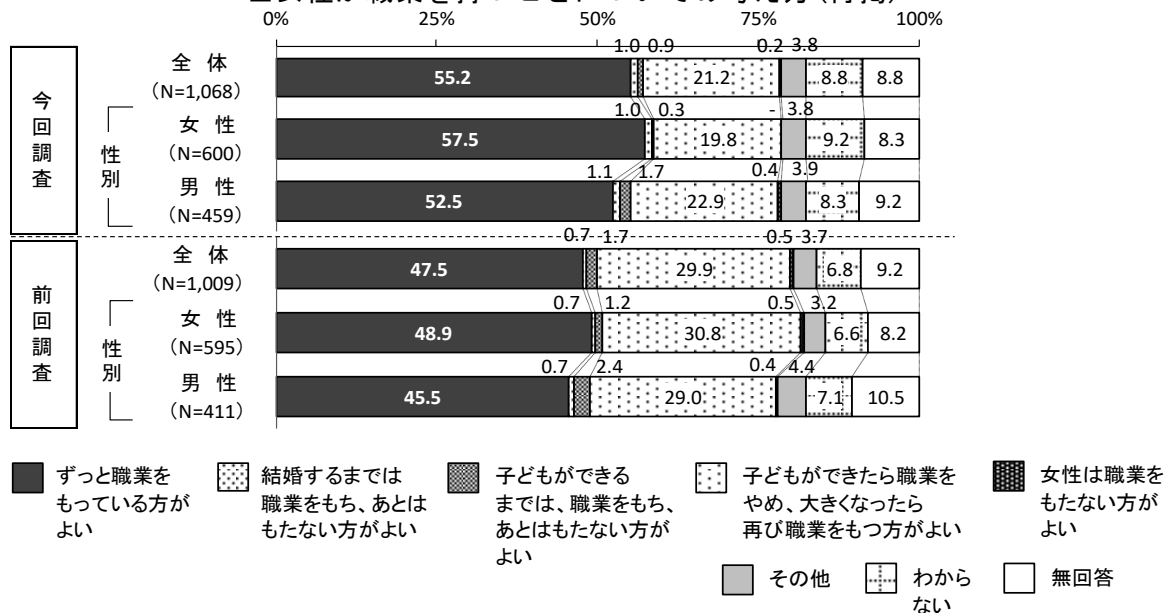
施策（3）自営業における女性の就業環境の整備

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
51	農業関係各種制度の周知	農業従事者の老後生活の安定と福祉の向上 のため、農業者年金など各種制度について 周知を図り、加入を促進します。また、各種制 度の改正などに伴い説明会を実施します。	農業委員会
52	女性農村アドバイザーの育成	農業における女性リーダーの育成を福岡県と 共に行い、女性農業者の農業経営への参画 と地域の連携に向けて研修と交流を行い、活 動を支援します。	農業水産課
53	家族経営協定 <sup>(※)</sup> の推進	農業の家族経営協定に関する説明会の開催 など、協定の意義等について理解の促進を図 るとともに締結促進に努めます。	農業水産課

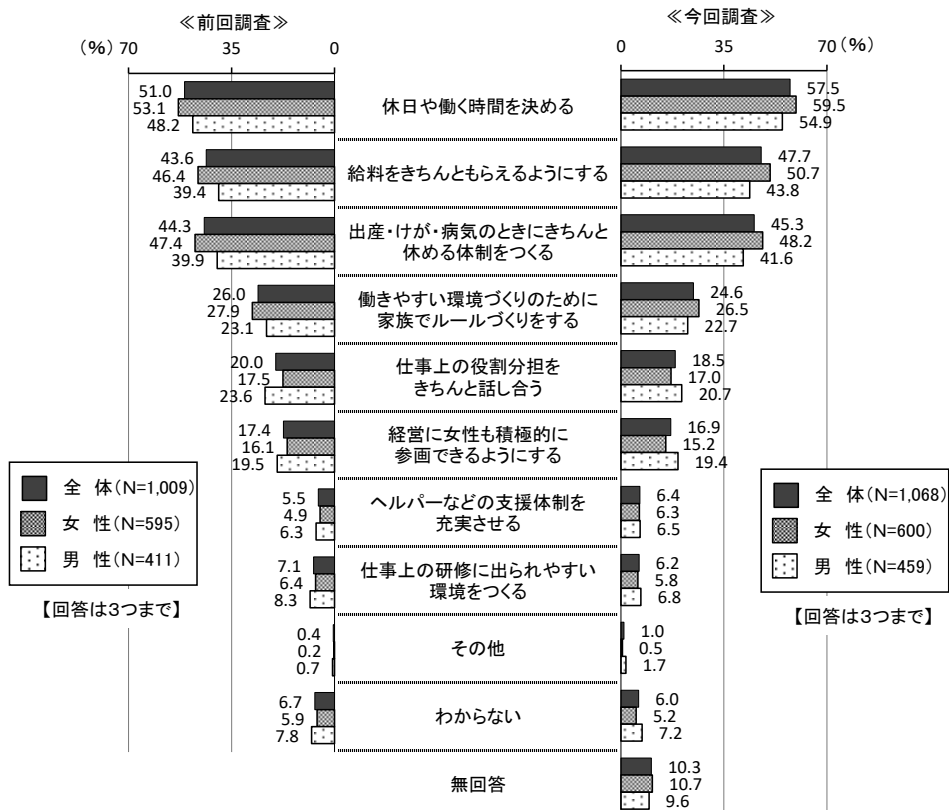
No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
54	家族従業者の労働の適正な 評価に関する啓発	商業、木工業などにおいて、女性が家族従業者として果たしている役割が適正に評価されるよう、福岡県等関係機関と連携し資料の配布や市報やホームページによる啓発を行います。	インテリア課

## 参考データ

■ 女性が職業を持つことについての考え方(再掲)



■ 自営業が女性にとって魅力ある仕事にするために必要なこと



## 基本的施策2 仕事と生活の両立への支援

### (大川市女性活躍推進計画)

IV

計画の内容

【基本目標Ⅳ

男女が共に参画する労働環境の推進】

#### 現状と課題

近年、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や女性の活躍推進など、労働環境整備に注目が集まり、女性の積極的な登用や男性の育児休業取得など働き方の見直しが求められています。男女が共に個性や能力を活かしながら充実した職業生活を送るとともに、仕事と家事・子育てや地域生活などと両立ができる働きやすい労働環境づくりが重要となっています。

市民意識調査では、希望する「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度は、『仕事』と『家庭生活』をともに優先」が3割台半ば、『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先」が2割弱、『家庭生活』を優先」が1割強など、家庭生活など仕事以外の生活も優先したいという意見が上位となっていますが、現実（現状）の優先度は、『仕事』と『家庭生活』をともに優先」が約2割、『仕事』を優先」が2割弱、『家庭生活』を優先」が1割強など、仕事の優先度が高くなっています。

また、家庭内での役割分担についてみると、「掃除、洗濯、食事の支度などの家事」について「妻の役割」と女性の約9割が回答しており、たとえ共働き世帯であっても家事は女性の役割となっていることがうかがえます。男性が育児休業・介護休業などの制度を活用することについても、肯定的な意見が半数以上を占める一方で、「職場環境を考えると、とらなくても仕方がない」「休業補償が十分ではないので、とらなくても仕方がない」など、男性が取得しないことを容認する意見が、特に男性で多くみられます。さらに、職種別では、制度を利用しやすい環境づくりを推進する立場にある管理職で、男性が取得しないことを容認する傾向がみられます。

女性の就業率が上昇するなか、男女がともに仕事と生活を両立できるようにするためには、家庭内での家事や子育ての分担を推進する必要があり、特に男性の意識改革が求められます。また、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の重要性が広く認識されるようになった昨今、職場の理解と積極的な取組が重要であり、本計画においては、市民だけではなく、市内の事業所への意識啓発と情報提供を推進します。

#### 主な取組

##### 施策（1）男性の家事・子育てへの参画促進

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
55	男性の男女共同参画への理解促進	男性の意識改革のため、男性の構成員が多い団体等と連携して講演会などによる啓発を行い、男性の男女共同参画に対する理解促進を図ります。	企画課

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
56	男性の子育てへの参画 に向けた取組の推進	子育て支援総合施設でのパパママ教室やパパママフェスタの開催等男性の子育てへの参画に向けた取組を充実します。	子ども未来課
57	男性の料理教室の実施	地域住民の食生活改善と食事への関心を高めるとともに男性の生活的自立の支援のため、男性向け料理教室を開催します。	健康課
58	男性の家事・子育て等 への参画促進	男性の参加が多い講演会等の機会を捉えて関連資料の配布等、男性が家事や子育て、介護について理解を深めるための啓発を行います。	企画課

## 施策（２）男女共同参画の視点による子育て・介護支援の充実

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内 容	担当課
59	子育て支援サービスの 充実	「大川市子ども・子育て応援プラン」に基づいて、多様なニーズに対応するために保育サービスや子育て支援総合施設での様々な支援を行います。	子ども未来課
60	子育て相談の充実	子育て中の親の孤立感や不安感の解消のために、乳児家庭訪問員や家庭児童相談員を配置し、乳児家庭全戸訪問や養育支援を行い、相談の充実を図ります。	子ども未来課
61	ひとり親家庭の生活安定 に向けた相談指導・ 支援の充実	ひとり親家庭の生活安定のため、関係機関と連携して、就労に向けた相談指導や講座の開催等充実します。また、市営住宅の入居募集にあたっては、ひとり親家庭の抽選番号を優遇して付与します。	子ども未来課 都市計画課
62	介護支援サービスの 充実	「長寿社会対策総合計画」に基づき、介護保険制度によるサービスについて、周知を図り、必要なサービスを受けやすくし、家族などの介護をしている人の負担軽減を図り、男女共同参画の視点による介護保険サービスを充実します。	健康課
63	家族介護支援事業の 充実	性別に関わらず、介護をしている人が介護技術や知識の習得、介護に対する不安の解消のための講座開催等、家族介護支援事業の充実を図り、介護不安や負担を軽減できるよう多様な機会を提供して支援します。	健康課
64	市関係行事等における 託児の実施	市が実施する行事等で、必要に応じて託児サービスを実施し、子育て中の保護者の社会参加を支援します。	全庁

施策（3）子育て・介護等を行う労働者の就業環境の整備

IV

計画の内容

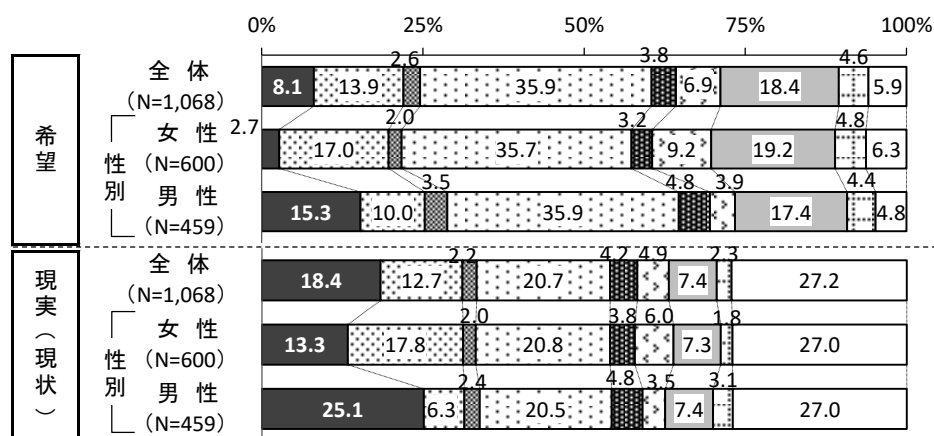
【基本目標Ⅳ

男女が共に参画する労働環境の推進】

No.	具体的な施策及び事務事業名	内容	担当課
65	育児・介護休業法等の両立支援制度の周知と取得の促進	事業主や労働者に対して育児・介護休業法等の各種休暇制度や労働時間の短縮やフレックスタイム制度等について周知を行い、男女が子育てや介護と両立できる職場環境づくりを促進します。	インテリア課
66	再就職支援の充実	子育てや介護などのため離職した人に再就職に向けて関係機関と連携を図りながら、セミナーの実施、職業相談等の支援を行います。	インテリア課
67	「子育て応援宣言企業」登録の推進	福岡県が実施している「子育て応援宣言企業」登録制度について周知し、登録を推進します。	インテリア課

参考データ

■ 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度



「仕事」を優先
  「家庭生活」を優先
  「地域・個人の生活」を優先
  「仕事」と「家庭生活」をともに優先
  「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先
  「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先
  「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先

わからない
  無回答



## 総合的な計画の推進

本計画の基本理念「男女が尊重し合い、共に活躍できる社会の実現」のためには、計画に掲げられた施策を着実に実施していかなければなりません。大川市男女共同参画推進本部を中心として、庁内の緊密な連携のもと、本計画を総合的かつ効果的に推進していきます。

また、本計画の実効性を高めるために、毎年、施策の実施状況をまとめ、「大川市男女共同参画審議会」による評価を行い、施策・事業について見直ししながら着実な実行に努めます。

本計画で推進する施策・事業の効果を最大限に引き出せるよう、市民の模範となるべき市職員の男女共同参画意識を高めます。



### 基本的施策 1 庁内推進体制の充実

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
68	大川市男女共同参画推進本部による計画の推進	大川市男女共同参画推進本部による全庁的な計画の推進を図るとともに、各施策・事業の実施にあたっては関係各課の連携を図ります。	企画課 全庁
69	市職員研修の拡充	市職員の男女共同参画の視点に立った業務遂行に資するため、職員研修を実施し、男女共同参画意識の浸透を図ります。	人事秘書課 企画課
70	組織体制の強化及び推進活動拠点整備の検討	男女共同参画に関する意識啓発や情報の収集と発信、市民からの相談、市民の自主的な活動の支援等を着実に推進していくために、推進体制の強化とともに男女共同参画推進活動の拠点整備について検討します。	企画課
71	大川市男女共同参画推進条例の周知	大川市男女共同参画推進条例について、広報やホームページによる周知とともに市の様々な取組の機会を捉えて市民への周知を図ります。	企画課
72	男女共同参画に関する「表現のガイドライン」の周知及び活用	行政刊行物などにおいて、男女共同参画の視点から適切な表現をするための指針となる「表現のガイドライン」を必要に応じて見直し、庁内や市関係団体へ周知するとともに、研修などで活用する。	企画課 人事秘書課

## 基本的施策2 計画の進行管理と見直し

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
73	計画の進行管理	計画に掲載した施策・事業について、毎年各課の実施状況を把握します。その結果について審議会に報告し、その評価を受けて内容の見直しなどを行いながら施策・事業を推進していきます。	企画課
74	計画の見直しに向けた 市民意識調査の実施	計画の見直しにあたっては、男女共同参画に関する市民の意識とその実態を把握し、施策に反映させるため、市民意識調査を実施します。	企画課

## 基本的施策3 特定事業主行動計画の推進

No.	具体的な施策 及び事務事業名	内容	担当課
75	市の男性職員の育児・介護 休業など取得の推進	育児・介護休業制度など各種休暇制度について職員に周知し、男性職員の取得推進に努めます。	人事秘書課
76	女性職員の能力開発、職 域の拡大	男女職員が対等な市役所の構成員であることを基本として、女性職員の能力活用と能力開発のための研修や職域を拡大する職員配置を行うなど、女性の職務能力がより発揮しやすい職場環境を整備します。	人事秘書課
77	女性職員の積極的登用	男女の区別なく、職員の能力及び意欲に応じた管理職などへの登用を図ります。	人事秘書課
78	市職員に向けた各種ハラ スメント防止対策の推進	ハラスメントに関するアンケート調査などによる市職員の実態把握や、職員への研修を行うなど各種ハラスメント防止対策を行い、働きやすい職場づくりを推進します。	人事秘書課



## ■計画の成果指標

基本目標 及び 基本的施策	項 目	現 状 (2019 年度)	成果指標 (2025 年度)
I-1	「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担の考え方に「反対」の割合	53.9%	60.0%
I-2	「子どもたちに対する人権教育、男女平等教育の充実が図られた」と感じている割合	36.6%	50.0%
II-1	配偶者や交際相手から暴力を受けた経験のある人のうち誰かに相談した割合	32.8%	40.0%
II-2	「生涯を通じた女性の健康支援が図られた」と感じている人の割合	37.4%	55.0%
III-1	審議会等における女性委員の割合 (地方自治法 202 条の 3 に基づくもの)	34.3%	40.0%
III-2	区長における女性の割合	2.0% (1 人/50 人)	10.0% (5 人/50 人)
III-2	農業委員における女性委員の人数	0 人/15 人	2 人/15 人
IV-1	創業セミナーを受講し起業した (女性の) 延べ人数 ※事業開始時からの累計	34 人(7 人)	59 人(20 人)
IV-2	子育て応援宣言企業数	36 社	75 社

### ○総合的な計画の推進

総-1	市の男性職員における育児休業取得者の延べ人数 (5年間)	1 人	5 人
総-2	市の女性管理職の割合	8.0%	20.0%

## V. 參考資料

---



# 1. 大川市男女共同参画推進条例

(令和三十年三月二十八日大川市条例第二号)

## 目次

前文

第1章 総則(第1条―第10条)

第2章 基本的施策等(第11条―第22条)

第3章 大川市男女共同参画審議会(第23条)

第4章 雑則(第24条)

付則

我が国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会基本法の制定等男女平等に向けた様々な取組が進められてきた。

大川市(以下「本市」という。)においても、男女共同参画を推進するため、様々な施策を実施してきたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として残っており、男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が求められている。

ここに本市は、市、議会、市民、事業者等、地域組織及び教育に携わる者が協働して、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、性に関わりなく、市民の人権が尊重され、全ての人が、お互いの人権と個性の多様性を大切に、自らの意思により、能力を十分に発揮できる豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に資するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、議会、市民、事業者等、地域組織及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、性に関わりなく、市民の人権が尊重され、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けて、市の施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市 市長、教育委員会その他の執行機関をいう。
- (4) 市民 国籍を問わず、市内に居住する者、通勤する者、通学する者、その他市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (5) 事業者等 市内において、事業又は活動を行う法人(個人事業主を含む。)及び団体をいう。
- (6) 地域組織 市内の自治組織、町内公民館その他の地域で活動する団体をいう。
- (7) 教育に携わる者 幼児教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において教育に携わる

者をいう。

- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(元配偶者を含む。)、恋人等親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、言語的、性的、経済的又は社会的な暴力をいう。
- (9) ハラスメント 性的言動による「セクシャル・ハラスメント」、職場の職権等を濫用した「パワー・ハラスメント」、妊娠、出産、育児休業等の取得を理由とした「マタニティ・ハラスメント」など職場等における優位性を背景にし、相手の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は生活環境を害する人権侵害を総称していう。

(基本理念)

第3条 市、議会、市民、事業者等、地域組織及び教育に携わる者は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を協働して推進するものとする。

- (1) 男女が個人として、尊厳が重んぜられ、直接的又は間接的にかかわらず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する個人が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に、対等に参画できるようにすること。
- (5) 教育の果たす役割の重要性に鑑み、幼児教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進すること。
- (6) 男女共同参画社会の実現に関する取組は、国際社会における取組と密接な関係にあることから、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、各種施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、議会、市民、事業者等、地域組織及び教育に携わる者と協働し、取り組みなければならない。
- 4 市は、男女共同参画を推進するために、全庁的な連携体制を整備し、施策を実施するための必要な財政上の措置を講じなければならない。

(議会の責務)

第5条 議会は、基本理念にのっとり、議決機関として、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野に自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、基本理念にのっとり、事業又は活動において、男女共同参画を積極的に推進するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者等は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活と家事、子育て、介護等の家庭生活その他の生活を両立できるよう就業環境の整備に努めなければならない。

3 事業者等は、従業員等に男女共同参画に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(地域組織の責務)

第8条 地域組織は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることに鑑み、組織の運営や地域活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第9条 教育に携わる者は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第10条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害を行ってはならない。

## 第2章 基本的施策等

(男女共同参画計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更するときは、第23条に規定する大川市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者等及び地域組織(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(政策立案及び方針決定の過程における男女共同参画)

第12条 市は、政策の立案及び決定の過程に、男女が共に参画できる機会を確保しなければならない。

2 市は、審議会等における委員を任命し、又は委嘱する場合において、その委員を構成する男女の数の均衡を図るよう努めなければならない。

3 市は、性別に関わりなく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、就業環境の整備に取り組むとともに、能力向上の機会を確保しなければならない。

4 市は、事業者等における方針の立案及び決定の過程に、男女が共に参画できる機会を確保するため、事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行わなければならない。

5 市は、地域組織における方針の立案及び決定の過程に、男女が共に参画できる機会を確保するため、地域組織に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行わなければならない。

(啓発及び広報)

第13条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深めよう、啓発及び広報活動を行うものとする。

(教育の充実)

第14条 市は、幼児教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立に対する支援)

第16条 市は、家族を構成する個人が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に、対等に参画できるよう、必要な支援を行うものとする。

(事業者等及び地域組織への支援)

第17条 市は、事業者等及び地域組織が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な支援を行うとともに、連携を図るものとする。

(拠点等の整備)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による男女共同参画の取組を支援するため、必要な拠点等の整備を図るものとする。

(暴力等の防止及び被害者等に対する支援)

第19条 市は、ドメスティック・バイオレンス及びハラスメントを防止するため必要な施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な情報の提供、相談及び関係機関との連携による適切な支援を行うものとする。

(防災及び復興分野における施策)

第20条 市は、防災及び復興分野で、男女共同参画の視点を踏まえた防災、被災者支援及び災害対応を推進するために必要な施策を講じるものとする。

(相談)

第21条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について、市民等からの相談があった場合は、関係機関と連携を図り、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(苦情の処理)

第22条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、次条に規定する大川市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

## 第3章 大川市男女共同参画審議会

(大川市男女共同参画審議会の設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項及び前条に規定する苦情の処理について調査審議し、及び意見を述べること。
  - (2) 男女共同参画計画の策定又は変更について、市長に意見を述べること。
  - (3) 男女共同参画計画に基づき市が実施する施策の推進状況について、市長に意見を述べること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べること。
- 3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### 第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 2. 大川市男女共同参画審議会規則

V

参考資料

(趣旨)

第1条 この規則は、大川市男女共同参画推進条例(平成30年大川市条例第2号)第23条の規定に基づき、大川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が審議会の委員総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会で諮問中の案件等があり、かつ、審議会からの答申前に委員の任期が満了する場合には、答申を行う日まで委員の任期を延長するものとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 付則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

#### 付則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

### 3. 大川市男女共同参画推進 本部設置要綱

#### (設置)

第1条 大川市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、大川市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

#### (組織)

第2条 本部は、次の各号に掲げるものをもって構成する。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長及び教育長
- (3) 本部員 人事秘書課長、総務課長、健康課長、福祉事務所長、子ども未来課長、子ども未来課主幹、インテリア課長、農業水産課長、地域支援課長、都市計画課長、教育委員会学校教育課長、生涯学習課長及び企画課長

#### (所掌事務)

第3条 本部は、男女共同参画の施策に関する次の各号に掲げる事項を掌理する。

- (1) 重点施策の基本的事項に関すること。
- (2) 大川市男女共同参画計画の策定に関すること。
- (3) 課相互の間又は課若しくは行政委員会等の間において、特に連絡調整又は協議検討を必要とする事項に関すること。
- (4) 他市町村との間に特に連絡調整を必要とすること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、本部長が必要と認めること。

#### (会議)

第4条 本部の会議は、随時開催することとする。

- 2 会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、関係課長その他の職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 5 副本部長及び本部員は、会議に付議すべき議案のうち、急を要するものがあるときは、会議の開催を要求することができる。

#### (部会)

第5条 本部は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の名称及び部会に属すべき部会員は、本部長が別に定める。
- 3 部会に部会長をおき、部会長は部会に属する部会員のうちから本部長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査検討した結果を本部長に報告しなければならない。
- 5 部会は、調査検討の終了とともに解散するものとする。

#### (幹事)

第6条 本部に幹事長及び幹事を置く。

- 2 幹事長は、企画課長を、幹事は企画課員をもって充てる。
- 3 幹事長及び幹事は、本部長の命を受け常に会議に出席して、会議の事務を整理し、かつ、意見を述べることができる。

#### (庶務)

第7条 本部の庶務は、企画課において処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 付則

この要綱は、平成13年12月17日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 4. 大川市男女共同参画審議会委員名簿

(2021年3月現在)

No.	委員名	備 考
会 長	倉富 史枝	学識経験者
副会長	中西 雪夫	教育分野関係
1	津村 洋一郎	産業分野関係
2	杉 利夫	地域分野関係 (任期：2020年4月1日～)
3	大野 智恵美	社会分野関係
4	船原 由起子	社会分野関係 (任期：2020年4月1日～)
5	佐藤 博	労働分野関係 (任期：2020年4月1日～)
6	石橋 久美子	教育分野関係 (任期：2020年4月1日～)
7	松藤 貴子	市民公募
8	古賀 芳史	市民公募

## 5. 諮問書

大川企企第24号  
令和2年9月16日

大川市男女共同参画審議会

会長 倉富史枝 殿

大川市長 倉重良一

大川市第3次男女共同参画計画について（諮問）

大川市男女共同参画推進条例（平成30年3月28日条例第2号）  
第11条第2項の規定に基づき、大川市第3次男女共同参画計画の  
策定にあたり、貴会の意見を求めます。

## 6. 答申書

令和3年3月18日

大川市長 倉重良一 殿

大川市男女共同参画審議会  
会長 倉富史枝

### 第3次大川市男女共同参画計画について（答申）

令和2年9月16日付け大川企企第24号で諮問があった、第3次大川市男女共同参画計画について、大川市男女共同参画推進条例第23条第2項第2号に基づき、下記のとおり答申する。

#### 記

第3次大川市男女共同参画計画（案）について、男女共同参画計画審議会において、諮問に基づき慎重に審議を重ねてきたところであるが、基本理念、基本計画ともに原案の内容については概ね妥当なものと認められる。

なお、本計画の推進にあたっては、社会経済環境の変化に柔軟に対応しながら、広く市民の理解と協力を求め、計画的な行財政運営を着実に実行し、目標が達成できるよう効果的、効率的な施策の実施に留意されたい。

## 7. 計画策定の経過

期 日		内 容
令和元年	12月	男女共同参画に関する市民意識調査の実施 無作為抽出による市内在住の20歳以上の男女2,000人
令和2年	8月12日	第1回 男女共同参画推進主任者部会 第2次後期実施計画の事業実施状況
	9月16日	第1回 大川市男女共同参画審議会 市民意識調査結果の概要報告 第2次後期実施計画の成果と課題について 第3次計画の体系と構成(案)について
	10月29日	第2回 大川市男女共同参画審議会 第3次計画(案)について 重点的な取組(案)について
	11月12日	第2回 男女共同参画推進主任者部会 第2次後期実施計画の事業実施状況
	12月22日	第3回 大川市男女共同参画審議会 第3次計画(素案)について
令和3年	1月15日	第1回 大川市男女共同参画推進本部会議 第3次計画(素案)について
	1月28日	第4回 大川市男女共同参画審議会 (書面会議により開催) 第3次計画の答申(案)について
	2月8日 ～22日	パブリックコメント実施 2月1日号市報及び大川市ホームページにて募集
	3月18日	第5回 大川市男女共同参画審議会 第3次計画の答申(案)について
	3月18日	大川市男女共同参画審議会から大川市長へ答申

## 8. 関係法

### (1) 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

#### 目次

前文

**第一章 総則**(第一条—第十二条)

**第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的**

**施策**(第十三条—第二十条)

**第三章 男女共同参画会議**(第二十一条—第二十八条)

**附則**

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成十一年六月二三日法律第七八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

## (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正(令和元年法律第46号)

### 目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び基本計画(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け  
た取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含  
む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済  
が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者から  
の暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立  
が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、  
個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の  
実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害  
者を保護するための施策を講ずることが必要である。こ  
のことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めてい  
る国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、  
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者から  
の暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律  
を制定する。

### 第一章 総則

(定義)

- 第一条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶  
者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃  
であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下  
同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言  
動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称  
する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受  
けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消  
された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続  
き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を  
受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていな  
いが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、  
「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻  
関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同  
様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

**第二条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を  
防止するとともに、被害者の自立を支援することを含  
め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

**第二条の二** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大  
臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第四項に  
おいて「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防  
止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な  
方針(以下この条及び次条第一項において「基本方  
針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条  
一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものと  
する。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関  
する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため  
の施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保  
護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよ  
うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協  
議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した  
ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

**第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都  
道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害  
者の保護のための施策の実施に関する基本的な計  
画(以下この条において「基本計画」という。)を定め  
なければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるもの  
とする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関  
する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため  
の施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保  
護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針  
に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該  
市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害  
者の保護のための施策の実施に関する基本的な計  
画(以下この条において「市町村基本計画」という。)  
を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は  
市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞  
なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府  
県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要  
な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

**第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人  
相談所その他の適切な施設において、当該各施設

- が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村(特別区を含む。以下同じ。 )は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができる。
  - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
    - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること、
    - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
    - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三及び第九条において同じ。 )の一時保護を行うこと。
    - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
    - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
    - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
  - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

#### (婦人相談員による相談等)

**第四条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

#### (婦人保護施設における保護)

**第五条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

#### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条** 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。 )を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
  - 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

**第七条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

**第八条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

**第八条の二** 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。 )又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

**第八条の三** 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。 )は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(令和二十二年法律第六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

**第九条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

**第九条の二** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

#### (保護命令)

**第十条** 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章

- において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しく

はその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

#### (管轄裁判所)

**第十一条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (保護命令の申立て)

**第十二条** 第十条第一項から第四項までの規定による命令

を記載した書面でなければならない。

- 一 配(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない

#### (迅速な裁判)

**第十三条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
  - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

**第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を

付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

**第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

**第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあ

つては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

**第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

**第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

**第二十条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

**第二十一条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

**第二十二条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める

## 第五章 雑則

### (職務関係者による配慮等)

**第二十三条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

### (教育及び啓発)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

### (調査研究の推進等)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

### (民間の団体に対する援助)

**第二十六条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

### (都道府県及び市の支弁)

**第二十七条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

### (国の負担及び補助)

**第二十八条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

### (この法律の準用)

**第二十八条の二** 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第2号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

**第二十九条** 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則(略)

### (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

改正(令和元年六月五日 法律 第二十四号)

目次

第一章 総則(第一条一第四条)
第二章 基本方針等(第五条・第六条)
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
第二節 一般事業主行動計画等(第八条一第十八条)
第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条一第二十九条)
第五章 雑則(第三十条一第三十三条)
第六章 罰則(第三十四条一第三十九条)
附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

**第一条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

##### (基本原則)

**第二条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを

旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

##### (国及び地方公共団体の責務)

**第三条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

##### (事業主の責務)

**第四条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### 第二章 基本方針等

##### (基本方針)

**第五条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

##### (都道府県推進計画等)

**第六条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、

当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

**第七条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等 (一般事業主行動計画の策定等)

**第八条** 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数

値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

#### (基準に適合する一般事業主の認定)

**第九条** 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### (認定一般事業主の表示等)

**第十条** 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

**第十一条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

#### (基準に適合する認定一般事業主の認定)

**第十二条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律七十六

号) **第二十九条**に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

**(特例認定一般事業主の特例等)**

**第十三条** 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

**(特例認定一般事業主の表示等)**

**第十四条** 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

**(特例認定一般事業主の認定の取消し)**

**第十五条** 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

**(委託募集の特例等)**

**第十六条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集

に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第十七条** 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

**(一般事業主に対する国の援助)**

**第十八条** 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

**第三節 特定事業主行動計画**

**第十九条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の

実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性

職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

##### (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第二十条** 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

##### (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第二十一条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

##### (職業指導等の措置等)

**第二十二条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### (財政上の措置等)

**第二十三条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (国等からの受注機会の増大)

**第二十四条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

##### (啓発活動)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

##### (情報の収集、整理及び提供)

**第二十六条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### (協議会)

**第二十七条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### (秘密保持義務)

**第二十八条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (協議会の定める事項)

**第二十九条** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第五章 雑則

#### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

**第三十条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

#### (公表)

**第三十一条** 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### (権限の委任)

**第三十二条** 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### (政令への委任)

**第三十三条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

### 第六章 罰則

**第三十四条** 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

**第三十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

**第三十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

**第三十八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第三十九条** 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

**(この法律の失効)**

**第二条** この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

**(政令への委任)**

**第三条** 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**(検討)**

**第四条** 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄 (施行期日)**

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

**二・三 略**

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

**(罰則に関する経過措置)**

**第三十四条** この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第三十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄 (施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

**(罰則に関する経過措置)**

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**

**第六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**(検討)**

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 9.用語解説

### あ行

#### ○SDGs（エスディーズ）

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、国連加盟193か国が2030年までに達成する目標として、包括的な17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットにより構成され、「経済」「社会」「環境」の三側面を統合する取組を行うものです。

#### ○エンパワーメント

男女共同参画の推進においては、女性のエンパワーメントとは、女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることを意味し、第4回世界女性会議（北京会議）では主要課題となりました。

#### ○LGBTQ

レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（男性を好きになる男性）、バイセクシュアル（異性を好きになることも、同性を好きになることもある人）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人）、クエスチョニング（性的指向や性自認がはっきりしない、決められないあるいは悩んでいる状況にある人）の頭文字を並べた言葉です。性的マイノリティの総称として使われることもあります。

### か行

#### ○家族経営協定

家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、家族間の十分な話し合いに基づき、農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです。

#### ○固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

### さ行

#### ○JK（女子高校生）ビジネス問題

女子高生を「JK」と称して商品化し、アダルトビデオ出演を強要する等の性を売り物にする営業によって児童が性的な被害に遭う問題の事です。

### ○ジェンダー（社会的性別）

生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）に対して、社会通念や慣習の中では、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような社会的につくられた性のありようのことです。

### ○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

女子に対する差別が権利の平等の原則および人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考えのもとに、各締結国が男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。

### ○セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のことを言います。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

## た行

### ○デートDV

交際中の異性への暴力行為のことを言います。なぐる、けるといった身体的な暴力のほか、罵倒（ばとう）する、金銭を要求する、脅す、監視する、友達との交際を制限する、性行為を強要するなどの行為も含まれます。

### ○ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある（またはあった）者から振るわれる暴力」という意味で使用されます。なぐる、けるなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力などもドメスティック・バイオレンス（DV）に含まれます。

## は行

### ○福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例

#### （福岡県性暴力根絶条例）

性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため制定された条例です。性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的としています。

## ま行

### ○メディア・リテラシー

メディアから発せられる情報を主体的に読み解き、自分なりに発信する能力のことです。男女共同参画社会の視点から見ると、情報の中にかくれている男女の役割を固定化し

た表現などを読み解く力が求められます。

## や行

### ◇UN Women (ユエヌウィメン)

男女平等と女性の地位向上の促進に取り組む国連の専門機関。国連女性開発基金 (UNIFEM)、国連女性地位向上部 (DAW)、国際婦人調査訓練研究所 (INSTRAW)、国連ジェンダー問題特別顧問事務所 (OSAGI) の四つの国連機関を統合し 2010 年 7 月に設立された。正式名称は「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women)」。

## ら行

### ○リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994 年の国際人口／開発会議において提唱された概念で、リプロダクティブ・ヘルス (性と生殖に関する健康) とは、「人間の生殖システム、その機能と (活動) 過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態になることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ (性と生殖に関する権利) については、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

## わ行

### ○ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態にあることを言います。仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

## 10. 担当課別事業一覧表

担当課	No.	具体的な施策及び事務事業名
全庁	9	啓発行事などの開催日時や場所についての配慮
	32	審議会、委員会など委員への女性の登用促進
	64	市関係行事等における託児の実施
	68	大川市男女共同参画推進本部による計画の推進
人事秘書課	69	市職員研修の拡充
	72	男女共同参画に関する「表現のガイドライン」の周知及び活用
	75	市の男性職員の育児・介護休業など取得の推進
	76	女性職員の能力開発、職域の拡大
	77	女性職員の積極的登用
	78	市職員に向けた各種ハラスメント防止対策の推進
総務課	45	入札参加資格申請を通じた事業主への男女共同参画への取組の促進
企画課	1	市報やホームページなどによる啓発の充実
	2	男女共同参画に関する学習機会の提供
	3	各種団体の学習活動への支援
	4	市民団体や事業所などと連携した啓発
	5	男女共同参画に関する資料の収集と提供
	8	県などが実施する研修への市民の参加促進
	18	DV 防止に向けた意識啓発
	22	DV 被害者の自立に向けた支援
	23	市民に対する啓発
	24	事業主に対する啓発
	26	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発の推進
	33	女性の人材情報の収集・活用
	37	各種団体等への女性の積極的登用促進
	38	市民の男女共同参画推進活動の支援とネットワーク化の促進
	39	地域における男女共同参画推進の中核的な人材の育成
	55	男性の男女共同参画への理解促進
	58	男性の家事・子育て等への参画促進
	68	大川市男女共同参画推進本部による計画の推進
	69	市職員研修の拡充
	70	組織体制の強化及び推進活動拠点整備の検討
71	大川市男女共同参画推進条例の周知	
72	男女共同参画に関する「表現のガイドライン」の周知及び活用	
73	計画の進行管理	
74	計画の見直しに向けた市民意識調査の実施	

担当課	No.	具体的な施策及び事務事業名
健康課	19	デートDV防止に向けた意識啓発
	29	性感染症などの予防の啓発
	30	健康に関する相談体制の充実
	31	性別や年齢に応じた健康づくりの支援
	40	地域活動団体や社会教育団体への啓発と支援の充実
	57	男性の料理教室の実施
	62	介護支援サービスの充実
	63	家族介護支援事業の充実
福祉事務所	22	DV被害者の自立に向けた支援
子ども未来課	5	男女共同参画に関する資料の収集と提供
	13	教職員・保育士の研修の充実
	18	DV防止に向けた意識啓発
	20	相談支援体制の充実
	21	関係機関の連携による被害者への支援
	22	DV被害者の自立に向けた支援
	27	母親と子どもの健康支援の充実
	56	男性の子育てへの参画に向けた取組の推進
	59	子育て支援サービスの充実
	60	子育て相談の充実
61	ひとり親家庭の生活安定に向けた相談指導・支援の充実	
インテリア課	22	DV被害者の自立に向けた支援
	24	事業主に対する啓発
	36	企業・事業所への女性の積極的登用等についての啓発
	44	労働に関する法や制度の事業主、労働者への情報提供
	46	労働相談の充実
	47	就労に関する情報提供や職業能力向上のための支援
	48	女性の起業支援の取組推進
	49	女性の能力開発・活用についての事業主に対する啓発
	54	家族従業者の労働の適正な評価に関する啓発
	65	育児・介護休業法等の両立支援制度の周知と取得の促進
	66	再就職支援の充実
67	「子育て応援宣言企業」登録の推進	
農業水産課	42	農業委員への女性の登用促進

担当課	No.	具体的な施策及び事務事業名
農業水産課	47	就労に関する情報提供や職業能力向上のための支援
	48	女性の起業支援の取組推進
	49	女性の能力開発・活用についての事業主に対する啓発
	50	女性認定農業者の育成
	52	女性農村アドバイザーの育成
	53	家族経営協定の推進
農業委員会	42	農業委員への女性の登用促進
	51	農業関係各種制度の周知
地域支援課	35	防災分野での政策・方針決定への女性の参画推進
	40	地域活動団体や社会教育団体への啓発と支援の充実
	41	区長など地域の役職者への女性の登用促進
	43	女性消防団員の加入の取組推進
都市計画課	22	DV 被害者の自立に向けた支援
	61	ひとり親家庭の生活安定に向けた相談指導・支援の充実
学校教育課	10	男女共同参画に関する教育を通じた意識の醸成
	11	進路指導の充実
	12	男女共同参画の視点による学校運営の推進
	13	教職員・保育士の研修の充実
	14	情報（メディア）リテラシー教育の充実
	15	学級新聞などによる保護者への啓発
	17	家庭教育相談の充実
	19	デートDV防止に向けた意識啓発
	25	スクール・ハラスメント防止に向けた取組
	28	発達段階に応じた性教育の充実
29	性感染症などの予防の啓発	
生涯学習課	7	人権に関する学習会を通じた啓発
	16	PTA 活動における啓発の促進
	18	DV 防止に向けた意識啓発
	34	社会教育関係者への女性の登用推進
	40	地域活動団体や社会教育団体への啓発と支援の充実
中央公民館	6	生涯学習関連事業における啓発の推進
図書館	5	男女共同参画に関する資料の収集と提供

---

## 第3次大川市男女共同参画計画

2021年度～2030年度

〒831-8601

福岡県大川市大字酒見 256 番地 1

大川市 企画課

TEL : 0944-87-2101 (代)

<http://www.city.okawa.lg.jp/>

---





大川市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

## 第3次大川市男女共同参画計画 2021年度～2030年度

2021年3月  
大川市 企画課